

# 信用保証協会のあらし

# 2019

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF IWATE

～中小企業とともに歩む課題解決のパートナーになります～

# 目次 CONTENTS

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○ごあいさつ                       | 1  |
| ○経営理念                        | 2  |
| ○概要                          |    |
| プロフィール                       | 3  |
| 沿革                           | 3  |
| ○信用補完制度のしくみ                  |    |
| 信用補完制度について                   | 4  |
| 信用補完制度の概略図                   | 5  |
| 信用保証制度について                   | 6  |
| 信用保険制度について                   | 7  |
| 責任共有制度について                   | 8  |
| ○信用保証のご利用にあたって               |    |
| ご利用いただける方                    | 10 |
| 信用保証の内容                      | 11 |
| 信用保証料について                    | 12 |
| ○信用保証制度のご案内                  |    |
| 保証制度一覧                       | 13 |
| ○信用保証業務の状況                   |    |
| 保証承諾・保証債務残高・代位弁済の推移（過去5カ年）   | 14 |
| 保証承諾・保証債務残高の推移（過去3カ年）※金融機関群別 | 15 |
| 保証承諾・保証債務残高の推移（過去3カ年）※業種別    | 16 |
| ○平成30年度の事業概要                 |    |
| 保証状況                         | 17 |
| 被災企業支援の状況                    | 17 |
| 代位弁済及び求償権等の状況                | 18 |
| 収支計算書                        | 19 |
| 収支計算書の用語説明                   | 20 |
| 貸借対照表、財産目録                   | 21 |
| 貸借対照表の用語説明                   | 22 |
| 平成30年度経営計画の評価                | 23 |
| ○業務の取組                       |    |
| 関係機関との連携                     | 30 |
| 企業支援活動                       | 32 |
| 広報活動                         | 36 |
| ○コンプライアンス                    |    |
| コンプライアンス態勢、コンプライアンス組織図       | 37 |
| 個人情報保護宣言                     | 38 |
| ○計画一覧                        |    |
| 中期事業計画について（平成30年度～令和2年度）     | 39 |
| 令和元年度経営計画                    | 40 |
| ○組織体制                        |    |
| 役員名簿                         | 46 |
| 組織図                          | 47 |
| 事務所のご案内                      | 48 |



岩手県信用保証協会  
会長 杉 村 孝

平素より岩手県信用保証協会に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、平成30年度の事業活動及び令和元年度の経営計画についてご報告するディスクロージャー誌「信用保証協会のあらまし2019」を作成しました。ぜひご一読いただき、当協会の取組についてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、平成30年度の県内経済は、東日本大震災や平成28年台風10号災害の復旧・復興関連工事の進捗に伴う公共投資の減少や人手不足の深刻化が懸念されたものの、企業倒産は平成で2番目に少ない件数となるなど小康状態を保ち、全体としては前年度から緩やかな回復の動きが継続されました。

このような情勢の中、金融機関に対しプロパー融資と保証付融資による「連携支援協調パッケージ」を推進し、地域中小企業の資金調達を積極的にサポートした結果、保証承諾件数では5年振り、金額でも4年振りに前年度を上回る実績となりました。

また、経営支援の取組では、「経営セミナー及びお客様交流会」を全県で実施して経営者の皆様からニーズを汲み取る活動に努めるとともに、国の補助事業である「専門家派遣」を積極的に推進するなど、多くの中小企業の方々にご活用いただくよう取り組んで参りました。

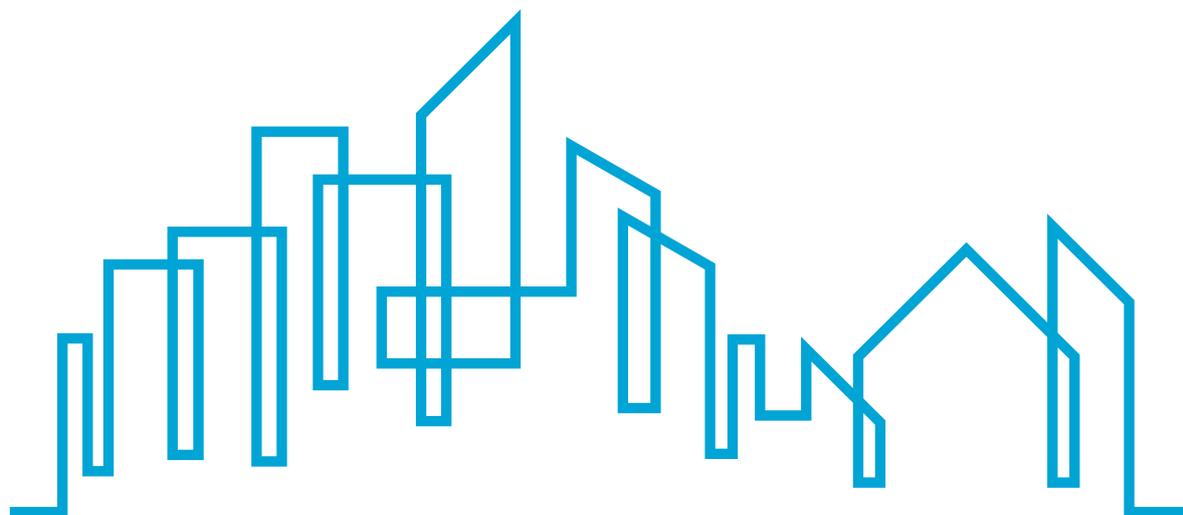
当協会といたしましては、昨年度からスタートした中期事業計画の下、「中小企業とともに歩む課題解決のパートナー」となるよう取り組んで参りますので、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年 8 月

岩手県信用保証協会は、  
積極的な「信用保証」と  
きめ細かい「経営支援」を通して、  
中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、  
地域経済の振興に貢献します。

岩手県信用保証協会は、信用保証協会法を設立の根拠とする公的保証機関です。当協会は、県内経済界の主体的な活動により設立された社団法人を母体としており、中小企業金融のセーフティネットとして期待されています。

信用保証業務はもとより、中小企業ごとに異なる実情や経営者の熱意を十分に感じ取り、当協会にしかできない中小企業への支援を実現します。



# 概要

信用保証協会は、法律に基づき設立された公的機関であり、中小企業融資に対する信用保証と経営支援を行うことにより中小企業の発展を支援する専門機関です。

## プロフィール

|          |  |
|----------|--|
| 根拠法      | 信用保証協会法（以下「法」という。）   |
| 主務大臣     | （信用保証協会法第 48 条）  |
| 内閣総理大臣   | （金融庁長官・・・法第 50 条の 1 に基づく権限の委任）                               |
| 経済産業大臣   | （東北経済産業局長・・・法第 50 条の 2 に基づく権限の委任）                            |
| 創業       | 業 許認可取得：昭和 23 年 10 月 27 日                                    |
| 基本財産     | 218 億円   |
| 保証利用企業者数 | 14,341 企業（保証利用率 38.51%）*県内対象企業 37,235 企業（平成 31 年 3 月 31 日時点） |
| 保証債務残高   | 27,888 件 2,264 億円（平成 31 年 3 月 31 日時点）                        |
| 事業所数     | 本所・6 支所  |

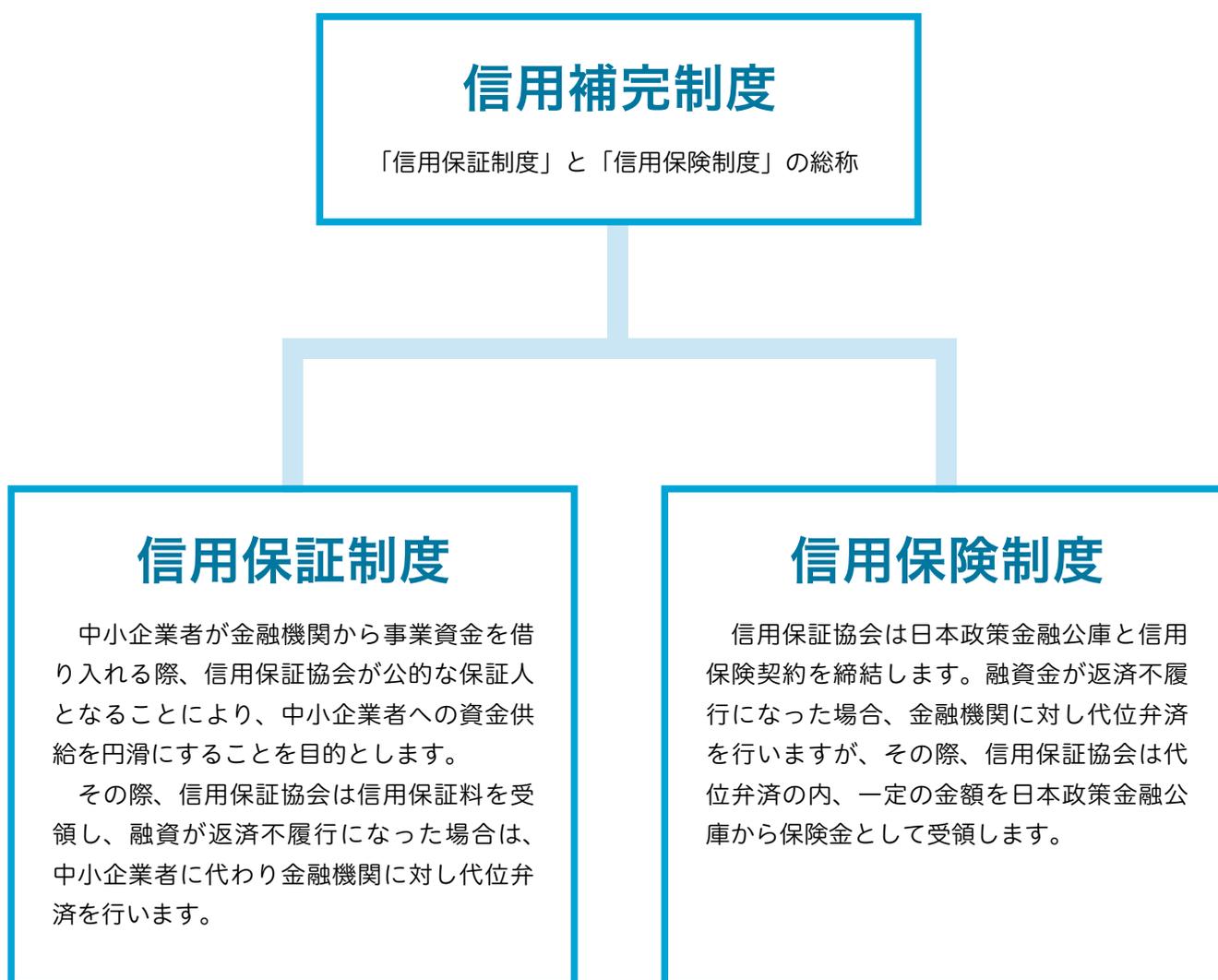
## 沿革

|         |           |                    |         |          |                           |
|---------|-----------|--------------------|---------|----------|---------------------------|
| 昭和 23 年 | 10 月 27 日 | 社団法人岩手県信用保証協会として設立 | 昭和 41 年 | 8 月 5 日  | 福岡支所開設（現：二戸支所）            |
|         | 12 月 1 日  | 業務開始（盛岡商工会議所内）     | 昭和 43 年 | 8 月 20 日 | 水沢支所開設（現：奥州支所）            |
|         | 12 月 7 日  | 設立登記               | 昭和 47 年 | 4 月 1 日  | 福岡支所から二戸支所へ名称変更           |
| 昭和 24 年 | 12 月 26 日 | 財団法人岩手県信用保証協会設立認可  | 昭和 52 年 | 1 月 13 日 | 本所事務所移転（県第二産業会館）          |
| 昭和 28 年 | 8 月 10 日  | 信用保証協会法公布          | 昭和 58 年 | 2 月 1 日  | オンラインシステム稼働               |
| 昭和 29 年 | 6 月 16 日  | 岩手県信用保証協会組織変更認可    | 昭和 58 年 | 4 月 1 日  | 久慈相談所開設                   |
| 昭和 32 年 | 8 月 26 日  | 釜石支所開設             | 平成 7 年  | 7 月 7 日  | 本所事務所新築移転（盛岡市長田町）         |
| 昭和 34 年 | 3 月 5 日   | 一関支所開設<br>宮古支所開設   | 平成 9 年  | 4 月 1 日  | 花巻、北上、遠野相談所開設             |
| 昭和 36 年 | 12 月 1 日  | 大船渡出張所開設           | 平成 18 年 | 2 月 20 日 | 水沢支所から奥州支所へ名称変更           |
| 昭和 37 年 | 7 月 19 日  | 本所事務所移転（県産業会館 2 階） | 平成 21 年 | 1 月 13 日 | 新オンラインシステム稼働（GLOBALNEXTS） |
| 昭和 38 年 | 6 月 29 日  | 大船渡出張所から支所に昇格      | 平成 29 年 | 1 月 10 日 | 新オンラインシステム稼働（COMMON）      |

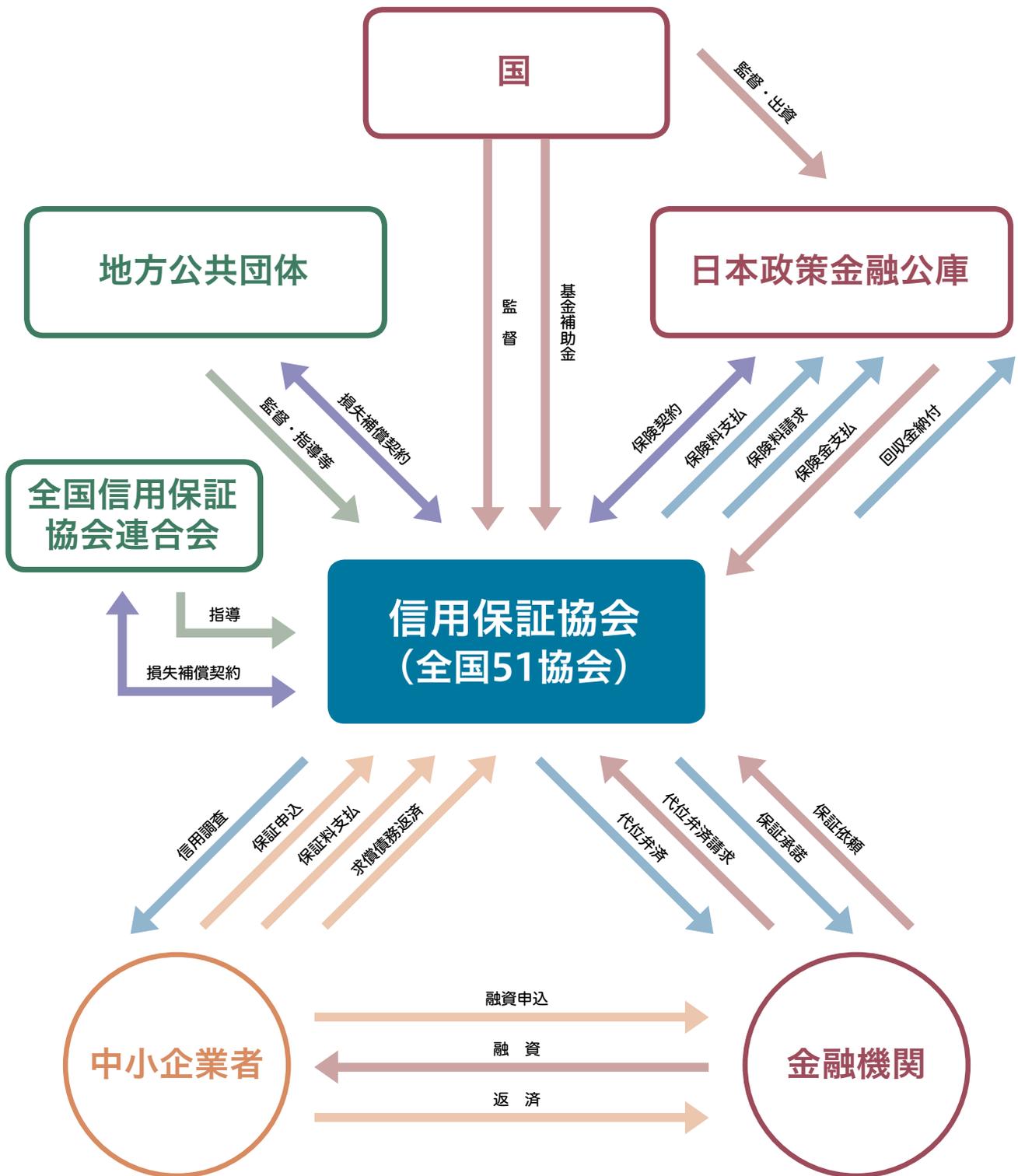
# 信用補完制度のしくみ

## 信用補完制度について

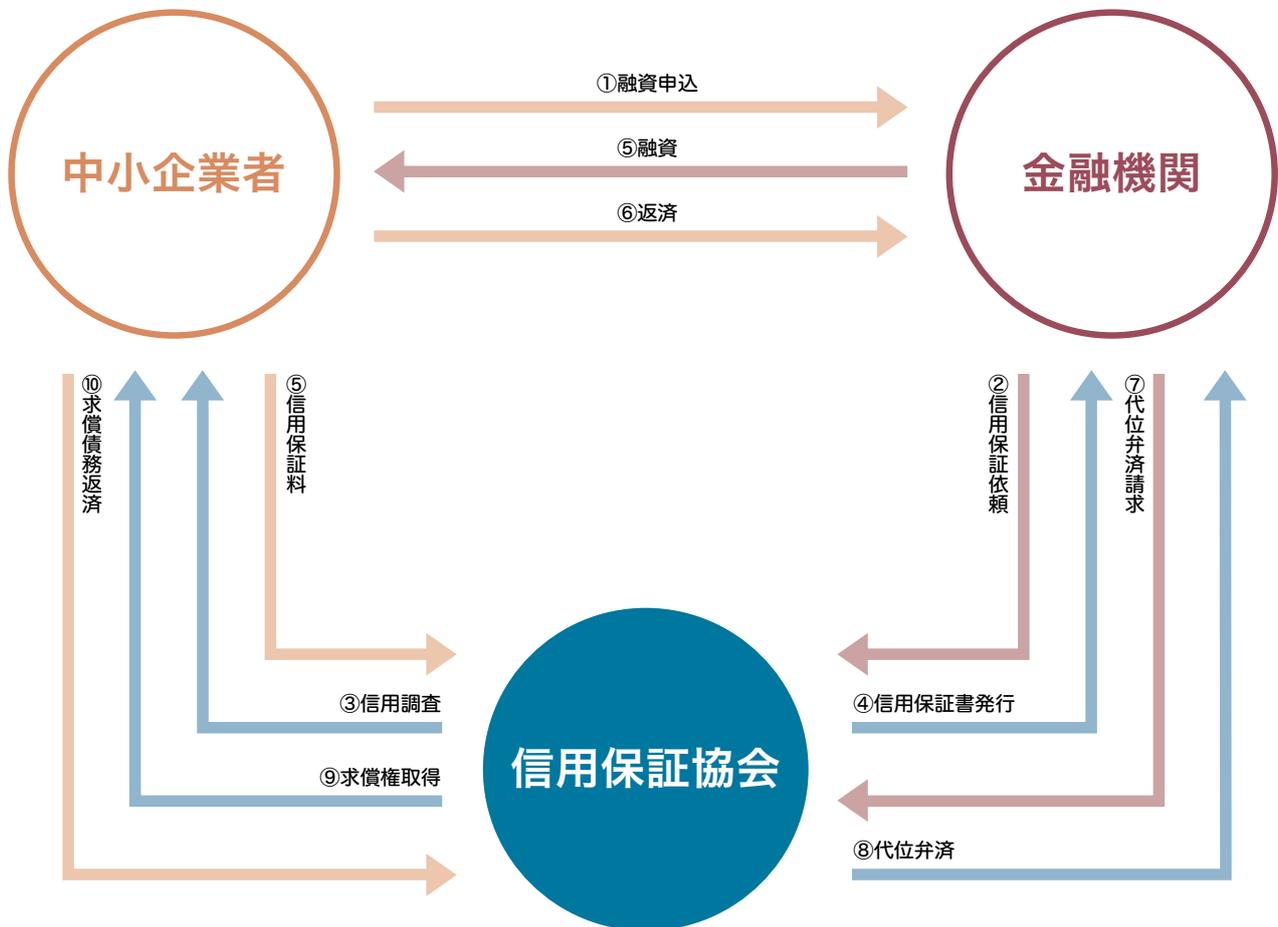
信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。



信用補完制度の概略図



## 信用保証制度について



- ① 中小企業者は、金融機関に対し融資申込をします。
- ② 金融機関は、中小企業者の融資申込を受け付けし、信用保証協会に信用保証依頼をします。
- ③ 信用保証協会は、申込のあった中小企業者について信用調査をします。
- ④ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対し信用保証書を交付します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑥ 中小企業者は、融資を受けたときの返済条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦ 中小企業者が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、その額について金融機関は信用保証協会に対して代位弁済を請求します。
- ⑧ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑨ 代位弁済により信用保証協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となります。
- ⑩ 中小企業者及びその連帯保証人は、信用保証協会に対して求償債務を返済していただくことになります。

## 信用保険制度について



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の 70% から 90% を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

## 責任共有制度について

平成 19 年 10 月 1 日から責任共有制度が開始されました。

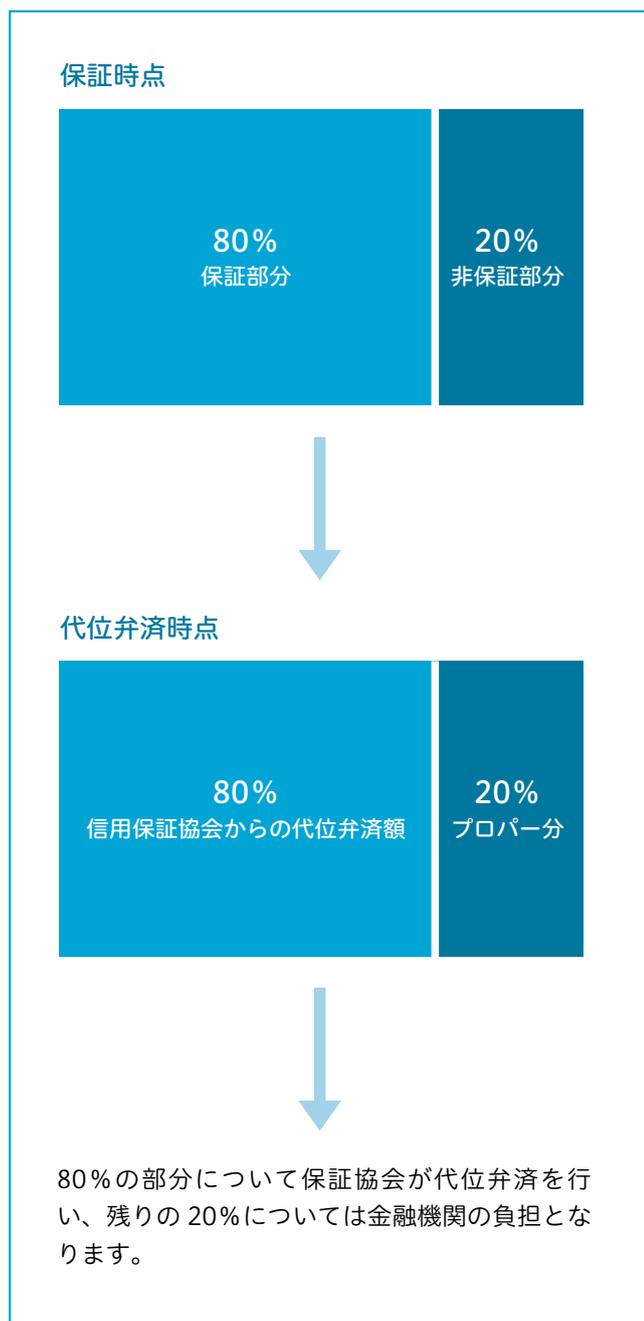
責任共有制度とは、中小企業者が保証付融資を受ける際に信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としたものです。

なお、創業向けの保証制度や経営安定関連保証の一部などは責任共有制度の対象から除外されます。

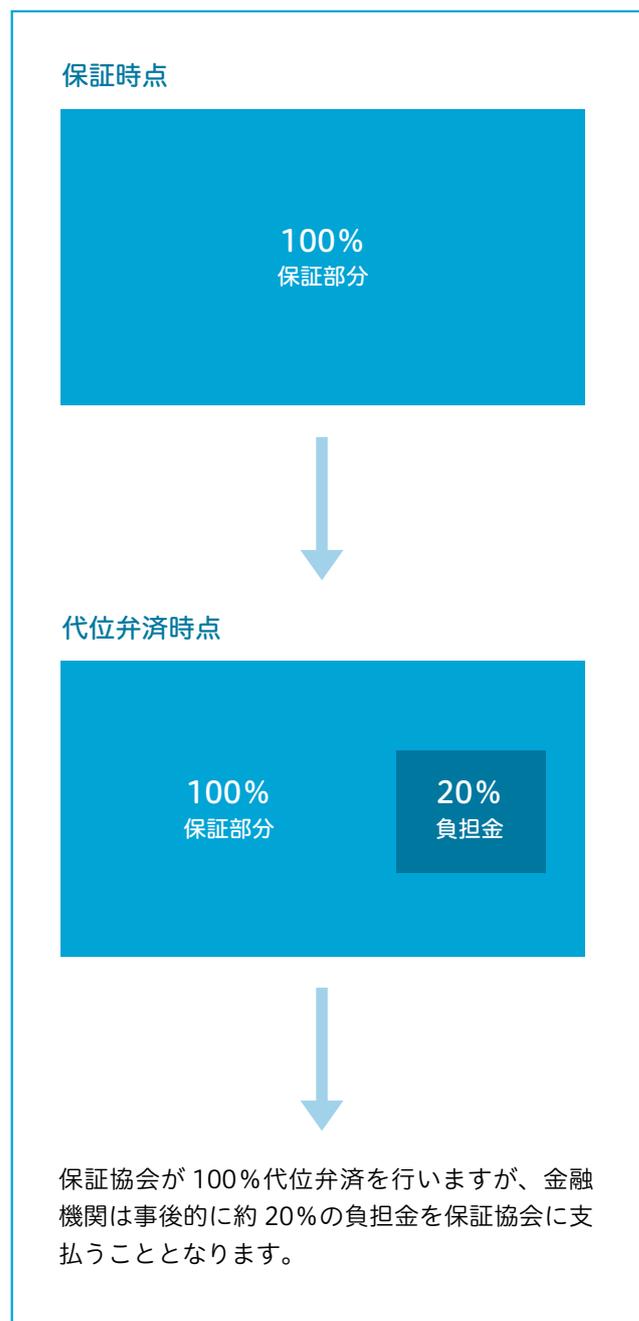
|             |  |
|-------------|--|
| 1 責任共有制度の概要 | 金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかの方法を選択しております。<br>①部分保証方式<br>金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式<br>②負担金方式<br>金融機関が過去の制度利用実績（代位弁済等実績率）に基づき一定の負担金を支払う方式  |
| 2 金融機関の負担割合 | 金融機関の負担割合は 20%となります。   |
| 3 対象除外となる保証 | 円滑な制度導入の観点から、当分の間、下記の制度については責任共有制度の対象除外となっております。<br>① 小口零細企業保証制度<br>② 経営安定関連特例保険（セーフティネット）1～4、6号<br>③ 災害関連特例保険に係る保証<br>④ 創業関連特例保険（再挑戦支援保証含む）、創業等関連特例保険に係る保証<br>⑤ 特別小口保険に係る保証<br>⑥ 事業再生保険に係る保証<br>⑦ 求償権消滅保証<br>⑧ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）<br>⑨ 危機関連保証<br>⑩ 東日本大震災復興緊急保証<br>⑪ 経営力強化保証<br>⑫ 事業再生計画実施関連保証 |

## 責任共有制度における金融機関の負担部分のイメージ

### 部分保証の場合



### 負担金方式の場合



# 信用保証のご利用にあたって

## ご利用いただける方

### 1. 区域要件

岩手県内に事務所、店舗、工場等がある法人（平成 27 年 10 月 1 日から NPO 法人も対象になりました。）・個人又は住居地がある個人の中小企業者を対象としています。

ただし、制度要綱等で定めがある場合は、その定めるところによります。

### 2. 企業規模

| 業 種                  | 資本金        | 常時使用する従業員数 |
|----------------------|------------|------------|
| 製造業等（運輸倉庫業、建設業等を含む。） | 3 億円以下     | 300 人以下    |
| 卸売業                  | 1 億円以下     | 100 人以下    |
| 小売業                  | 5,000 万円以下 | 50 人以下     |
| サービス業                | 5,000 万円以下 | 100 人以下    |
| 医療法人                 | —          | 300 人以下    |

| 政令特例業種   | 資本金        | 常時使用する従業員数 |
|--|------------|------------|
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤおよびチューブ製造器用並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3 億円以下     | 900 人以下    |
| ソフトウェア業・情報処理サービス業                                | 3 億円以下     | 300 人以下    |
| 旅館業  | 5,000 万円以下 | 200 人以下    |

※資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当する場合は、ご利用いただけます。

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の 3 分の 2 以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人は、常時使用する従業員数が 300 人以下の場合には対象となります。

※特定非営利活動法人は、常時使用する従業員数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 100 人）以下の場合には対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

### 3. 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。

ただし、農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融・保険業、学校法人、宗教法人等、その他中小企業信用保険法等において対象業種と認められない業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## 信用保証の内容

### 1. 保証限度

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 個人・法人 | 2億8,000万円（無担保保証 8,000万円含む。） |
| 組 合   | 4億8,000万円（無担保保証 8,000万円含む。） |

※国の施策による特別な資金を対象にした保証については、制度ごとに別枠で限度額が定められています。

※上記保証限度額のうち、無担保保証の限度額は 8,000万円です。

なお、無担保保証の限度額には無担保無保証人保証の限度額 2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数、居住要件、納税要件等）

### 2. 保証期間

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 普通保証                                | 運転資金は5年以内、設備資金は15年以内としております。<br>各保証制度等に定める場合は、その定めによります。 |
| 信用保証協会制度保証<br>県・市町村制度保証<br>国の施策制度保証 | それぞれの制度の定めによります。<br>(主な保証制度は P13 をご覧ください。)               |

### 3. 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られており、次のような資金は対象となりません。

- ① 生活資金、住宅資金、投機資金
- ② 転貸資金（組合の転貸貸付を除く。）
- ③ 金融機関から直接借入れした資金（信用保証協会の保証がない融資金）を返済するための資金（協会が認めた場合を除く。）

### 4. 連帯保証人

次のような特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求いたしません。

- ① 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由により、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

< 経営者保証に関するガイドラインについて >

平成30年4月から下記①、②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

- ① 取扱金融機関が、信用保証の付かない融資（既存の融資か、同時に実行する融資かは問わない。）について、経営者保証を不要としており、担保による保全も図られていない部分がある。
- ② 直近決算期において債務超過でなく、直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。  
なお、他にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細についてはお近くの保証担当部署までお問い合わせください。

## 信用保証料について

信用保証料は、中小企業者と信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、信用保証協会が日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失等、業務を運営する上で必要な費用に充当します。

### 1. 信用保証料率の弾力化

従来、原則一律であった信用保証料率が、平成 18 年 4 月から中小企業者の経営状況に応じた 9 区分の保証料率体系となりました。これを、保証料率の弾力化といいます。

### 2. 保証料率

| 区分          | ①     | ②     | ③     | ④     | ⑤     | ⑥     | ⑦     | ⑧     | ⑨     |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 責任共有対象制度(※) | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| 責任共有対象外制度   | 2.20% | 2.00% | 1.80% | 1.60% | 1.35% | 1.10% | 0.90% | 0.70% | 0.50% |

注：セーフティネット保証など政策的に配慮された保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

また、県・市町村制度は、上記よりも一部低い保証料率体系となっております。  
保証制度ごとの保証料率については、P13 の「保証制度一覧」をご覧ください。

#### ※責任共有保証料率について

平成 19 年 10 月の責任共有制度導入に伴い、金融機関が 20%の責任を負う責任共有の対象制度には「責任共有保証料率」が適用となります。

一方、創業後間もない方や、厳しい経営環境にある方などのために創設された保証協会が 100%保証する一部の保証制度には、「責任共有外保証料率」が適用されます。

「責任共有保証料率」については、「融資金額に対する率」となっています。

ご利用になる金融機関が「負担金方式」「部分保証方式」のいずれの場合でも、お支払していただく保証料は同じになります。

※責任共有制度の詳細については P8 をご覧ください。

### 3. 信用保証料率の決定

お客様の信用保証料率は、みなさまの財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を中小企業信用リスク情報データベース（注 1）により分析し、さらに非財務要因（注 2）を加味して決めております。

#### （注 1） 中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）とは

- 平成 13 年 3 月、中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に信用保証協会を中心に創設された、中小企業に関する日本最大のデータベースです。
- 中小企業信用リスク情報データベースには、日本全国の中小企業者の財務データが保有されています。このデータに基づき、皆様の企業の信用リスクが算出されます。

#### （注 2） 非財務要因とは

- 全国 51 信用保証協会の共通の割引要因は、次の要因で割引いたします。
  - ・担保をご提供いただいた場合（0.1%）
  - ・会計参与設置会社に対する割引  
当該中小企業者から、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合

# 信用保証制度のご案内

## 保証制度一覧 (H31.4.1 現在)

### 主な保証協会制度

(責：責任共有)

| 制度名           | 概要  | 保証限度                               | 保証期間                                | 保証料率(年)   |
|---------------|---|------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 普通保証          | 一般的な事業資金が必要な方   | 280,000 千円                         | 運転 5 年以内<br>設備 15 年以内               | 責 0.45%~1.90%<br>セーフティネット保証<br>(1~4,6号) 0.90%<br>(5,7,8号) 責 0.80% |
| 当座貸越根保証       | 反復継続的、安定的に資金を必要とされる方  | 280,000 千円<br>50,000 千円以内は無担保      | 1 年間又は 2 年間<br>(期間延長可で最長 5 年又は 6 年) | 責 0.39%~1.62%   |
| 事業者カードローン根保証  | カード等を用いて反復継続的、安定的に小口資金を必要とされる方                              | 無担保扱い<br>1,000 千円~20,000 千円        |                                     |   |
| 中小企業特定社債保証    | 一定の要件を備え社債の発行により資金調達を必要とする方                                 | 有担保扱 450,000 千円<br>無担保扱 200,000 千円 | 7 年以内                               | 責 0.45%~1.90%   |
| 流動資産担保融資保証    | 売掛債権・棚卸資産を担保に資金を調達する方                                       | 200,000 千円                         | 根保証 1 年<br>個別保証 1 年以内               | 責 0.68%   |
| 経営力強化保証       | 認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画策定等を行い、資金を必要とする方                   | 無担保 80,000 千円<br>200,000 千円        | 運転 5 年以内<br>設備 7 年以内                | 責 0.45%~1.75%<br>0.50%~2.00%                                      |
| 短期継続型保証「Sing」 | 一定の要件を具備し、一定期間短期資金を継続することにより、資金繰りの安定を必要とする方                 | 50,000 千円                          | 運転 1 年<br>(1年毎の借換により最長5年)           | 責 0.45%~1.90%   |
| 財務要件型無保証人保証   | 一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、積極的な設備投資及び事業拡大に繋がる資金を必要とする方 | 無担保 80,000 千円<br>200,000 千円        | 一括 2 年以内<br>分割 7 年以内                | 責 0.45%~1.90%   |

### 災害等対応保証制度

| 制度名                      | 概要  | 保証限度           | 保証期間                   | 保証料率(年)                            |
|--------------------------|---|----------------|------------------------|------------------------------------|
| 東日本大震災復興緊急保証             | 東日本大震災により、経営の安定に資金が必要な方、または事業再生に資金が必要な方         | ①別枠 280,000 千円 | 10 年以内                 | 0.80%                              |
| 災害関係保証                   | 東日本大震災で直接被害を受けられた方で、事業再生に資金が必要な方                | ②別枠 280,000 千円 | 運転 10 年以内<br>設備 15 年以内 | 0.70%                              |
| 経営安定関連保証<br>(セーフティネット保証) | 中小企業信用保証法第 2 条第 4 項各号のいずれかの規定に基づいた市町村の認定を有する方   | ③別枠 280,000 千円 | 10 年以内                 | (1~4,6号) 0.90%<br>(5,7,8号) 責 0.80% |
| 危機関連保証制度要綱               | 突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の影響を受け、事業継続や経営の安定のための資金が必要な方 | ④別枠 280,000 千円 | 10 年以内                 | 0.80%                              |

①+②+③+④合算限度  
560,000 千円

普通保険・・・合算して 400,000 千円  
無担保保険・・・合算して 160,000 千円

②+③合算限度  
280,000 千円

※県制度の中小企業東日本大震災復興資金も①に合算して限度額を計算します。

### 主な岩手県中小企業融資制度

| 制度名                    | 概要  | 保証限度   | 保証期間  | 保証料率(年)   |   |
|------------------------|---|--|---|---|---|
| 商工観光振興資金保証             | 一般的な事業資金が必要な方   | 運転 50,000 千円<br>設備 100,000 千円<br>(制度の上限は 100,000 千円) | 運転 10 年以内<br>設備 15 年以内                                    | 責 0.45%~1.50%<br>セーフティネット保証<br>(1~4,6号) 0.70%<br>(5,7,8号) 責 0.60% |   |
| 中小企業経営安定資金保証           | 一般対策  | 経営の安定に支障をきたし、資金を必要とする方                               | 80,000 千円まで   |   |   |
|                        | 原油高対策   | 原油高の上昇の影響を受け、資金を必要とする方                               | セーフティネット保証は<br>別枠 80,000 千円                               | 運転 15 年以内   |   |
|                        | 災害対策  | 災害救助法の適用対象となった災害の発生後、経営環境が悪化し資金を必要とする方               |   |   |   |
|                        | 経営力強化対策   | 認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画策定等を行い、資金を必要とする方            | 80,000 千円   | 運転 5 年以内 設備 7 年以内<br>借換の場合は 10 年以内                                | 責 0.45%~1.35%<br>0.50%~1.60%  |
| 経営改善サポート               | 支援機関の支援を受けながら、事業再生を図る方  | 80,000 千円<br>(他の対策資金併用の場合は合計<br>1億 60,000 千円)        | 15 年以内  | 責 0.60%<br>※保証付きの既往借入金を借り<br>換える場合は 0.80%                         |   |
| 普通小口資金保証               | 一般的な小口の資金を必要とする方  | 20,000 千円  | 運転 5 年以内 設備 7 年以内   | 責 0.45%~1.50%   |   |
| 小規模小口資金保証<br>(責任共有対象外) | 小口の資金を必要とする小規模企業者(従業員 20 人以下(商業、サービス業は 5 人以下))                                | 20,000 千円  | 運転 5 年以内 設備 7 年以内   | 0.45%~1.50%   |   |
| 特別小口資金保証               | 所得税、事業税等を完納している小口の資金を必要とする小規模企業者(従業員 20 人以下(商業、サービス業は 5 人以下))でこれ以外の保証債務残高がない方 | 20,000 千円  | 運転 5 年以内 設備 7 年以内   | 0.70% (NPO法人は<br>責 0.60%)   |   |
| いわて起業育成資金              | 育成資金保証  | 資格・勤務経験等を生かし新たに事業を開始するための資金が必要な方                     | 運転 20,000 千円<br>設備 40,000 千円 (運転設備併<br>用の場合は 40,000 千円以内) | 運転 10 年以内<br>設備 15 年以内  | 責 0.45%~1.50%   |
|                        | 創業資金保証  | 事業を営んでいない個人により県内で新たに事業を開始するための資金が必要な方                | 運転 20,000 千円  | 運転・設備 10 年以内  | 創業関連保証 0.70%<br>責 0.45%~1.50%   |
| 中小企業成長応援資金             | 成長応援資金  | 雇用増加、事業拡大、新分野への進出等のための資金が必要な方                        | 50,000 千円   | 10 年以内  | 責 0.45%~1.50%<br>セーフティネット保証<br>(1~4,6号) 0.70%<br>(5,7,8号) 責 0.60%<br>経営革新関連保証 0.60% |
|                        | 事業承継資金  | 円滑な事業承継のための資金が必要な方                                   | 80,000 千円   | 10 年以内  | 責 3 年以内 2.1%<br>3 年超 10 年以内 2.3%  |
| 中小企業東日本大震災復興資金         | 東日本大震災により著しい被害を受け、経営の安定のために資金が必要な方  | 80,000 千円  | 15 年以内  | 0.80%<br>※保証証明書の発行を受けた方<br>は県が全額補給                                |   |

### 市町村制度

| 制度名           | 概要                | 保証限度  | 保証期間                  | 保証料率(年)   |
|---------------|-------------------|---|-----------------------|---|
| 市町村中小企業振興資金保証 | 各市町村に事業所を有する中小企業者 | 小口 12,500 千円<br>中口 37,500 千円<br>※小口・中口を合わせて<br>37,500 千円以内<br>経営安定 25,000 千円<br>開業 12,500 千円<br>※小口・中口・経営安定・開業<br>を合わせて 50,000 千円以内 | 運転 7 年以内<br>設備 10 年以内 | 責 0.45%~1.70%<br>特小 0.90%<br>(NPO法人の特小は<br>責 0.80%)<br>セーフティネット保証<br>(1~4,6号) 0.70%<br>(5,7,8号) 責 0.60% |

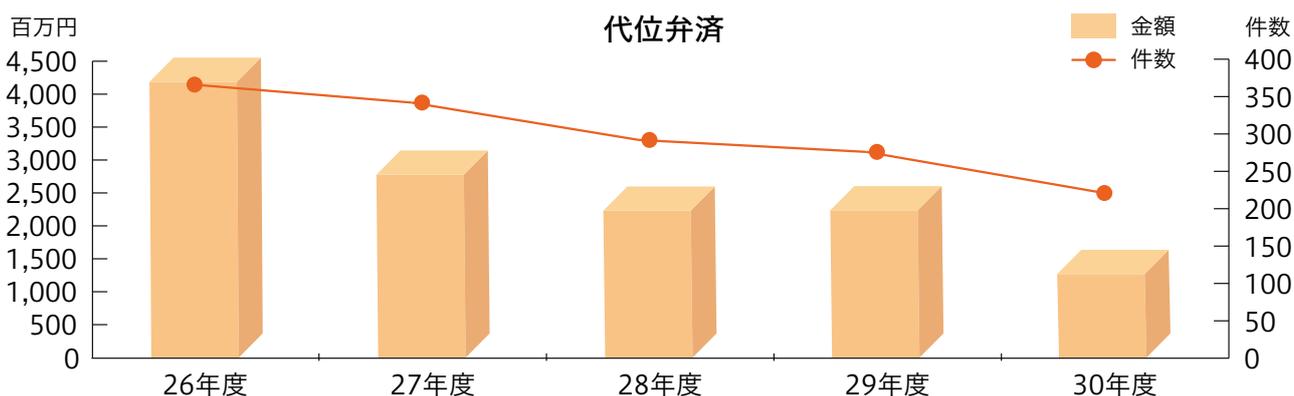
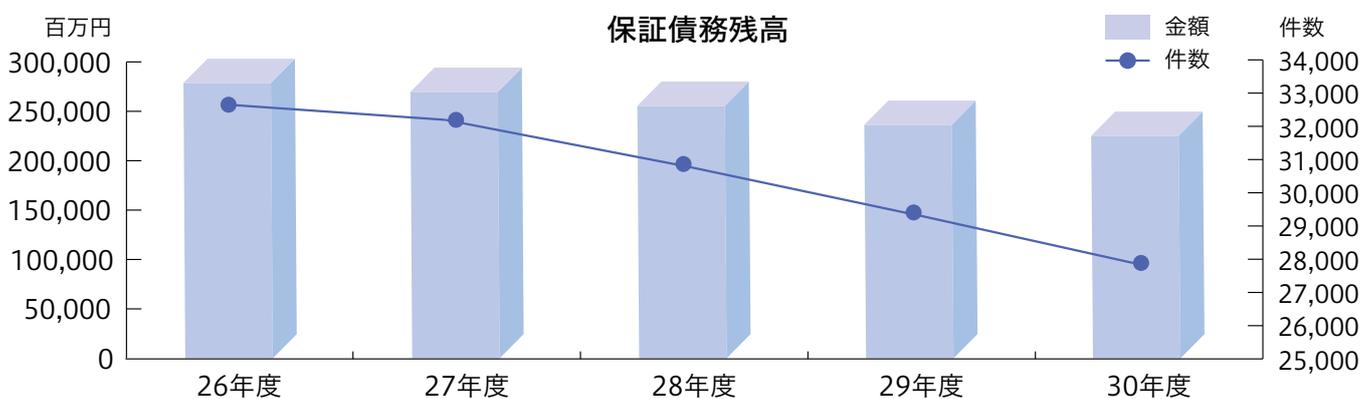
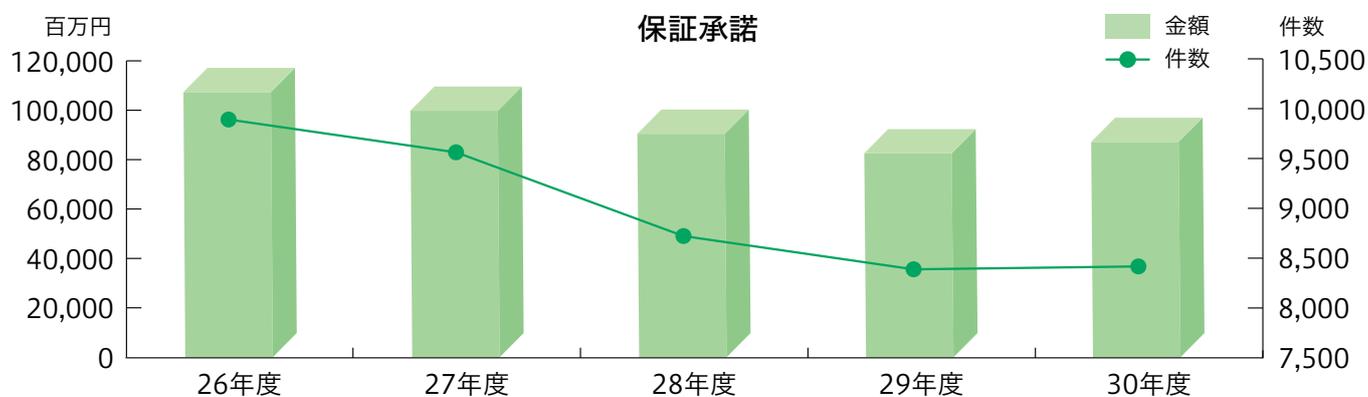
※市町村の融資制度についてのお問合せは、信用保証協会、各市町村、商工会議所、商工会の窓口へご相談ください。

# 信用保証業務の状況

## 保証承諾・保証債務残高・代位弁済の推移

(単位：千円)

| 年 度  | 保証承諾  |             | 債務残高   |             | 代位弁済 |           |
|------|-------|-------------|--------|-------------|------|-----------|
|      | 件 数   | 金 額         | 件 数    | 金 額         | 件 数  | 金 額       |
| 26年度 | 9,891 | 108,039,691 | 32,650 | 279,048,524 | 366  | 4,192,777 |
| 27年度 | 9,562 | 100,152,876 | 32,195 | 270,920,332 | 342  | 2,782,990 |
| 28年度 | 8,722 | 90,817,475  | 30,866 | 255,865,762 | 292  | 2,256,327 |
| 29年度 | 8,388 | 82,919,182  | 29,408 | 237,528,417 | 276  | 2,241,250 |
| 30年度 | 8,417 | 87,528,673  | 27,888 | 226,448,596 | 221  | 1,282,585 |

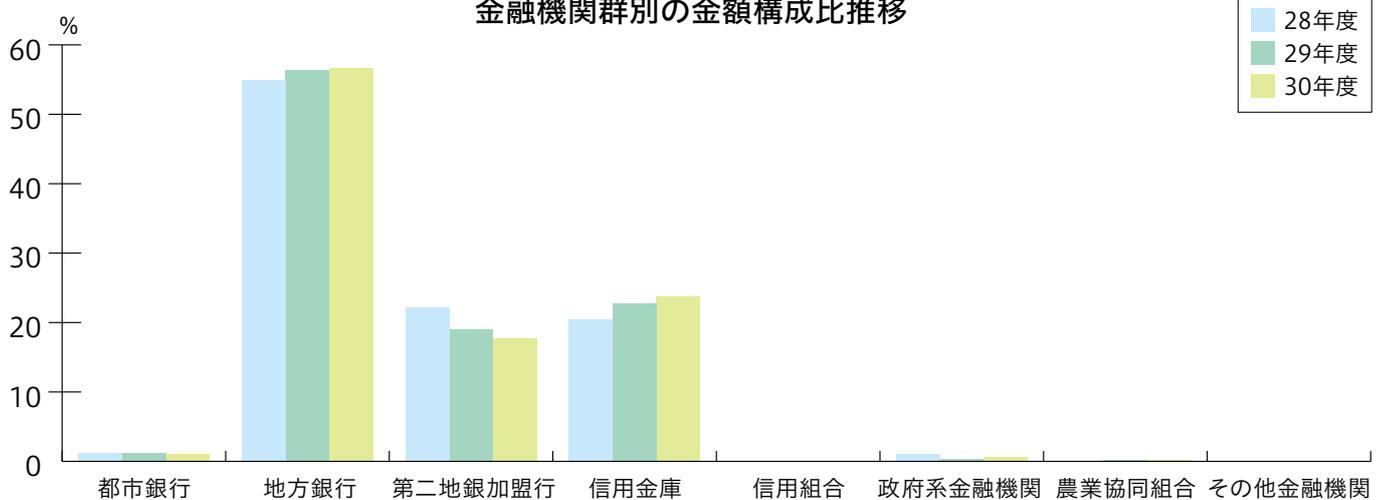


## 金融機関群別の保証承諾推移

(単位:百万円、%)

|         | 28年度   |       |       | 29年度   |       |       | 30年度   |       |       |
|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|         | 金額     | 前年比   | 構成比   | 金額     | 前年比   | 構成比   | 金額     | 前年比   | 構成比   |
| 都市銀行    | 1,099  | 117.1 | 1.2   | 983    | 89.4  | 1.2   | 927    | 94.3  | 1.1   |
| 地方銀行    | 49,879 | 85.8  | 54.9  | 46,728 | 93.7  | 56.4  | 49,600 | 106.1 | 56.7  |
| 第二地銀加盟行 | 20,157 | 95.2  | 22.2  | 15,806 | 78.4  | 19.1  | 15,517 | 98.2  | 17.7  |
| 信用金庫    | 18,632 | 97.3  | 20.5  | 18,923 | 101.6 | 22.8  | 20,787 | 109.9 | 23.7  |
| 信用組合    | 0      | 0.0   | 0.0   | 58     | —     | 0.1   | 0      | —     | 0.0   |
| 政府系金融機関 | 951    | 138.4 | 1.0   | 250    | 26.3  | 0.3   | 554    | 221.6 | 0.6   |
| 農業協同組合  | 99     | 140.9 | 0.1   | 172    | 173.3 | 0.2   | 144    | 83.8  | 0.2   |
| その他金融機関 | 0      | 0.0   | 0.0   | 0      | 0.0   | 0.0   | 0      | 0.0   | 0.0   |
| 合計      | 90,817 | 90.7  | 100.0 | 82,919 | 91.3  | 100.0 | 87,529 | 105.6 | 100.0 |

### 金融機関群別の金額構成比推移

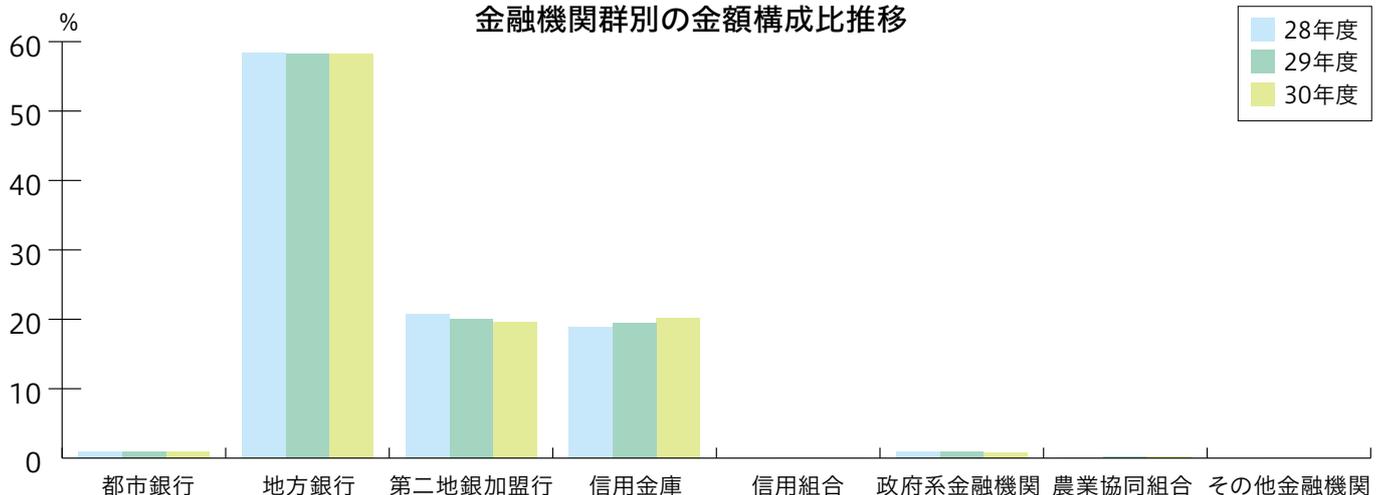


## 金融機関群別の保証債務残高推移

(単位:百万円、%)

|         | 28年度    |       |       | 29年度    |       |      | 30年度    |       |      |
|---------|---------|-------|-------|---------|-------|------|---------|-------|------|
|         | 金額      | 前年比   | 構成比   | 金額      | 前年比   | 構成比  | 金額      | 前年比   | 構成比  |
| 都市銀行    | 2,282   | 97.9  | 0.9   | 2,337   | 102.4 | 1.0  | 2,293   | 98.1  | 1.0  |
| 地方銀行    | 149,422 | 93.3  | 58.4  | 138,363 | 92.6  | 58.3 | 131,886 | 95.3  | 58.2 |
| 第二地銀加盟行 | 52,863  | 96.0  | 20.7  | 47,744  | 90.3  | 20.1 | 44,370  | 92.9  | 19.6 |
| 信用金庫    | 48,382  | 95.8  | 18.9  | 46,431  | 96.0  | 19.5 | 45,659  | 98.3  | 20.2 |
| 信用組合    | 80      | 86.1  | 0.0   | 98      | 122.3 | 0.0  | 90      | 91.9  | 0.0  |
| 政府系金融機関 | 2,509   | 103.3 | 1.0   | 2,169   | 86.4  | 0.9  | 1,754   | 80.9  | 0.8  |
| 農業協同組合  | 327     | 87.6  | 0.1   | 386     | 118.0 | 0.2  | 397     | 102.7 | 0.2  |
| その他金融機関 | 0       | 0.0   | 0.0   | 0       | 0.0   | 0.0  | 0       | 0.0   | 0.0  |
| 合計      | 255,866 | 94.4  | 100.0 | 237,528 | 92.8  | 100  | 226,449 | 95.3  | 100  |

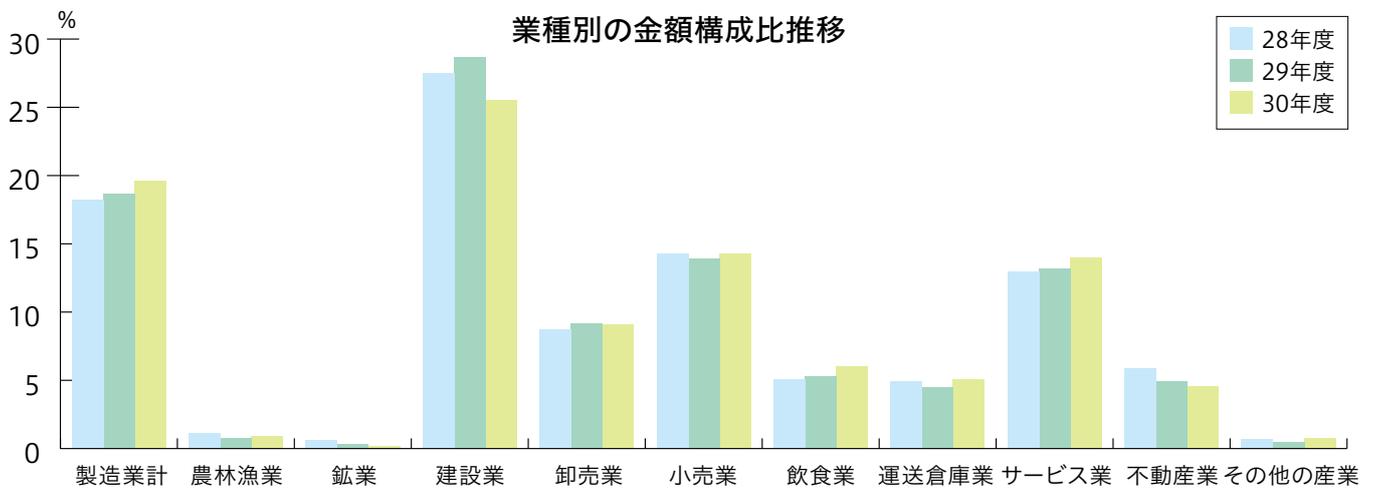
### 金融機関群別の金額構成比推移



## 業種別の保証承諾推移

(単位:百万円、%)

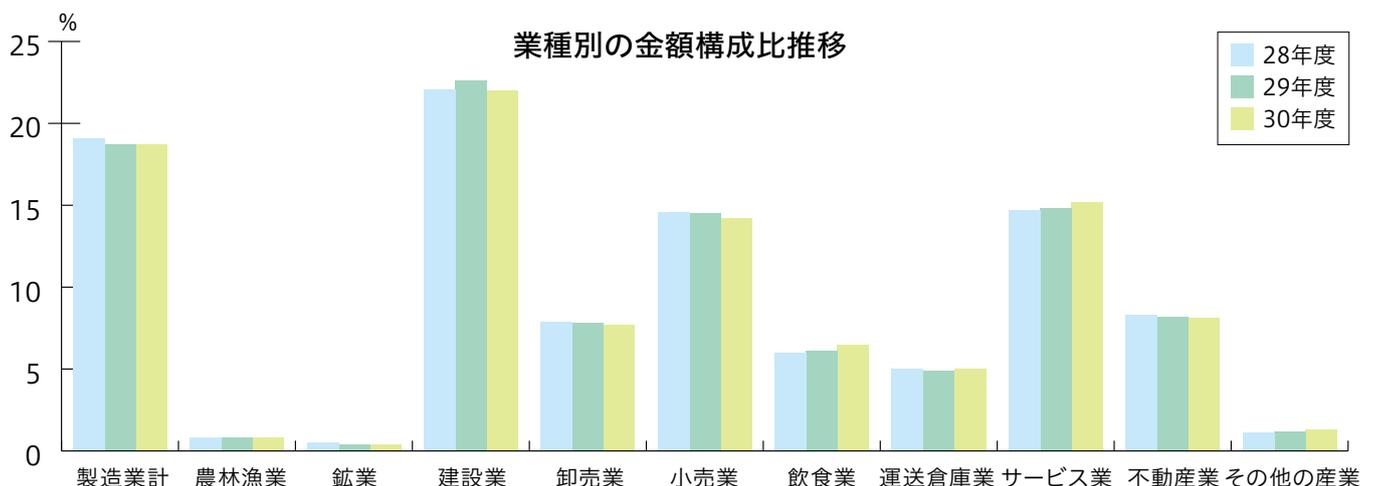
|        | 28年度   |       |       | 29年度   |      |       | 30年度   |       |       |
|--------|--------|-------|-------|--------|------|-------|--------|-------|-------|
|        | 金額     | 前年比   | 構成比   | 金額     | 前年比  | 構成比   | 金額     | 前年比   | 構成比   |
| 製造業計   | 16,498 | 92.6  | 18.2  | 15,486 | 93.9 | 18.7  | 17,164 | 110.8 | 19.6  |
| 農林漁業   | 967    | 120.4 | 1.1   | 655    | 67.7 | 0.8   | 773    | 118.0 | 0.9   |
| 鉱業     | 542    | 124.3 | 0.6   | 257    | 47.3 | 0.3   | 139    | 54.3  | 0.2   |
| 建設業    | 25,011 | 83.9  | 27.5  | 23,770 | 95.0 | 28.7  | 22,335 | 94.0  | 25.5  |
| 卸売業    | 7,889  | 81.5  | 8.7   | 7,662  | 97.1 | 9.2   | 7,972  | 104.0 | 9.1   |
| 小売業    | 13,019 | 98.0  | 14.3  | 11,526 | 88.5 | 13.9  | 12,545 | 108.8 | 14.3  |
| 飲食業    | 4,671  | 107.1 | 5.1   | 4,397  | 94.1 | 5.3   | 5,262  | 119.7 | 6.0   |
| 運送倉庫業  | 4,411  | 98.5  | 4.9   | 3,706  | 84.0 | 4.5   | 4,468  | 120.6 | 5.1   |
| サービス業  | 11,785 | 96.3  | 13.0  | 10,972 | 93.1 | 13.2  | 12,219 | 111.4 | 14.0  |
| 不動産業   | 5,357  | 89.0  | 5.9   | 4,039  | 75.4 | 4.9   | 3,988  | 98.7  | 4.6   |
| その他の産業 | 667    | 55.1  | 0.7   | 450    | 67.4 | 0.5   | 661    | 147.1 | 0.8   |
| 合計     | 90,817 | 90.7  | 100.0 | 82,919 | 91.3 | 100.0 | 87,529 | 105.6 | 100.0 |



## 業種別の保証債務残高推移

(単位:百万円、%)

|        | 28年度    |       |       | 29年度    |       |       | 30年度    |       |       |
|--------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
|        | 金額      | 前年比   | 構成比   | 金額      | 前年比   | 構成比   | 金額      | 前年比   | 構成比   |
| 製造業計   | 48,769  | 92.9  | 19.1  | 44,478  | 91.2  | 18.7  | 42,367  | 95.3  | 18.7  |
| 農林漁業   | 1,985   | 112.1 | 0.8   | 1,996   | 100.5 | 0.8   | 1,914   | 95.9  | 0.8   |
| 鉱業     | 1,365   | 102.3 | 0.5   | 1,058   | 77.6  | 0.4   | 898     | 84.8  | 0.4   |
| 建設業    | 56,561  | 92.2  | 22.1  | 53,573  | 94.7  | 22.6  | 49,724  | 92.8  | 22.0  |
| 卸売業    | 20,096  | 94.9  | 7.9   | 18,573  | 92.4  | 7.8   | 17,439  | 93.9  | 7.7   |
| 小売業    | 37,239  | 94.1  | 14.6  | 34,383  | 92.3  | 14.5  | 32,092  | 93.3  | 14.2  |
| 飲食業    | 15,253  | 95.5  | 6.0   | 14,392  | 94.4  | 6.1   | 14,825  | 103.0 | 6.5   |
| 運送倉庫業  | 12,691  | 94.9  | 5.0   | 11,607  | 91.5  | 4.9   | 11,317  | 97.5  | 5.0   |
| サービス業  | 37,672  | 95.2  | 14.7  | 35,143  | 93.3  | 14.8  | 34,476  | 98.1  | 15.2  |
| 不動産業   | 21,303  | 98.2  | 8.3   | 19,499  | 91.5  | 8.2   | 18,387  | 94.3  | 8.1   |
| その他の産業 | 2,932   | 109.9 | 1.1   | 2,828   | 96.5  | 1.2   | 3,011   | 106.5 | 1.3   |
| 合計     | 255,866 | 94.4  | 100.0 | 237,528 | 92.8  | 100.0 | 226,449 | 95.3  | 100.0 |



# 平成30年度の事業概要

## 保証状況

当期の保証承諾は、設備資金や連携支援協調パッケージの増加により 87,529 百万円となり、目標額に対して 105.5%、前期比では 105.6%と前期を上回りました。

保証債務残高は、226,449 百万円となり、目標額に対して 100.2%、前期比では 95.3%と前期を下回りました。

保証債務平均残高は、229,502 百万円となり、目標額に対して 99.8%、前期比では 93.7%と前期を下回りました。

(単位：百万円、件、%)

| 区 別         | 目標額     | 当 期    |         | 達成率   | 前 期    |         | 前期比   |       |
|-------------|---------|--------|---------|-------|--------|---------|-------|-------|
|             |         | 件 数    | 金 額     |       | 件 数    | 金 額     | 件 数   | 金 額   |
| 保 証 承 諾     | 83,000  | 8,417  | 87,529  | 105.5 | 8,388  | 82,919  | 100.3 | 105.6 |
| 保 証 債 務 残 高 | 226,000 | 27,888 | 226,449 | 100.2 | 29,408 | 237,528 | 94.8  | 95.3  |
| 保証債務平均残高    | 230,000 | 28,561 | 229,502 | 99.8  | 30,091 | 244,897 | 94.9  | 93.7  |

## 被災企業支援の状況

東日本大震災の被災企業に対し、岩手県産業復興機構及び(株)東日本大震災事業者再生支援機構と協力して相談に応じるとともに、債権買取支援先へは直接職員が訪問を行い、被災企業者皆様の身近な相談相手になれるようアフターフォローをすることで、迅速かつ適正な対応に努めました。

また債権買取時、計画外の追加支援やエグジットファイナンス支援に関しても関係機関と連携して支援をしております。

### 機構別債権買取支援企業数

(単位：企業)

| 譲渡先<br>(買取先)        | 支援実施累計 |
|---------------------|--------|
|                     | 企業数    |
| 産業復興機構              | 104    |
| 東日本大震災事業者<br>再生支援機構 | 125    |
| 合 計                 | 229    |

### 機構別エグジットファイナンス支援企業数、金額

(単位：企業、百万円)

| 譲渡先<br>(買取先)        | 支援先のうちエグジットファイナンス支援 |      |
|---------------------|---------------------|------|
|                     | 企業数                 | 保証金額 |
| 産業復興機構              | 24                  | 944  |
| 東日本大震災事業者<br>再生支援機構 | 9                   | 230  |
| 合 計                 | 33                  | 1173 |

## 代位弁済及び求償権等の状況

当期の代位弁済は、事故発生が減少したことから 1,283 百万円（前期比 57.2%）となりました。また、求償権等の回収（対債務者）も、689 百万円（同 97.3%）と前期を下回りました。

求償権の残高（対債務者）は、41,391 百万円（同 97.5%）と前期を下回りました。

（単位：百万円、件、%）

| 期別<br>区分       | 計画額         | 当期    |        | 計画比  | 前期    |        | 前期比  |      |
|----------------|-------------|-------|--------|------|-------|--------|------|------|
|                |             | 件数    | 金額     |      | 件数    | 金額     | 件数   | 金額   |
| 代位弁済           | 3,300       | 221   | 1,283  | 38.9 | 276   | 2,241  | 80.1 | 57.2 |
|                | (債権買取に伴うもの) | 0     | 0      | —    | 14    | 299    | —    | —    |
| 求償権等回収<br>(元金) | 780         | 37    | 689    | 88.3 | 58    | 708    | 63.8 | 97.3 |
|                | (債権買取に伴うもの) | 0     | 0      | —    | 14    | 84     | —    | —    |
| 求償権残高          | 43,000      | 4,430 | 41,391 | 96.3 | 4,451 | 42,436 | 99.5 | 97.5 |

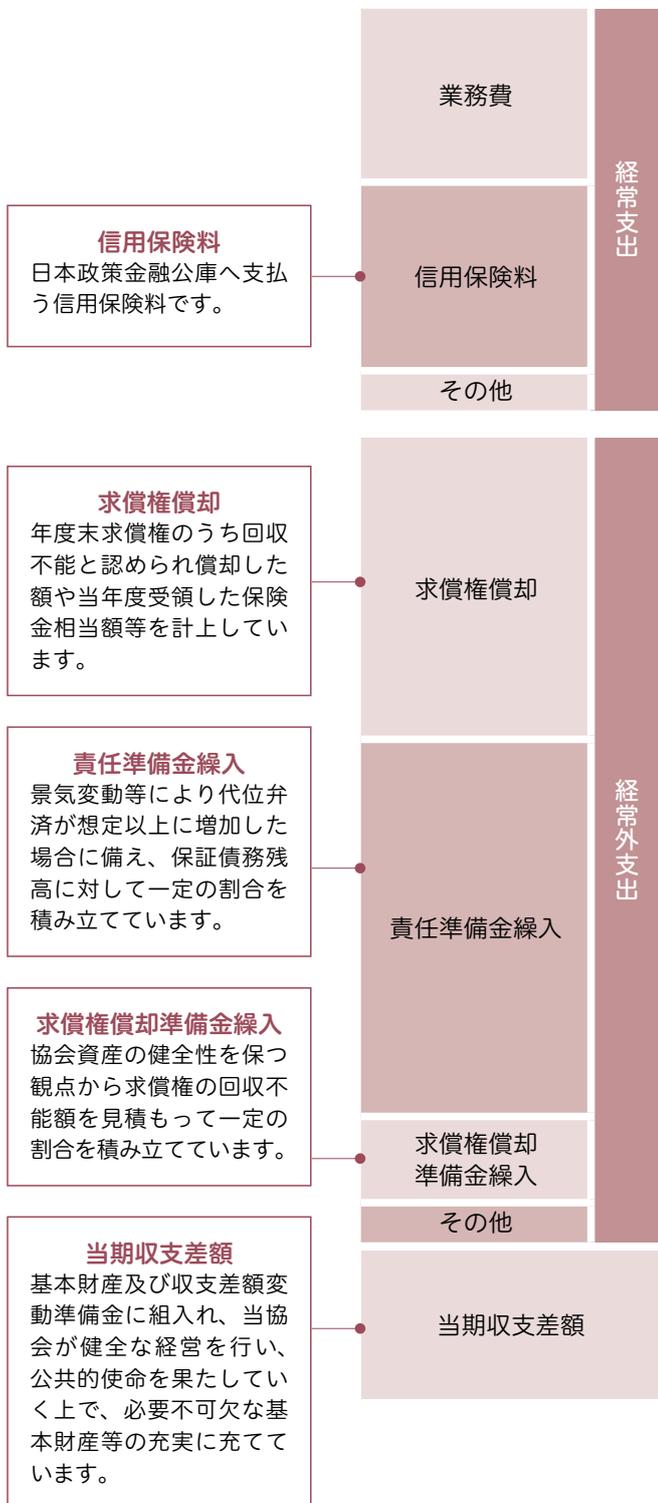
## 収支計算書 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

(単位：円)

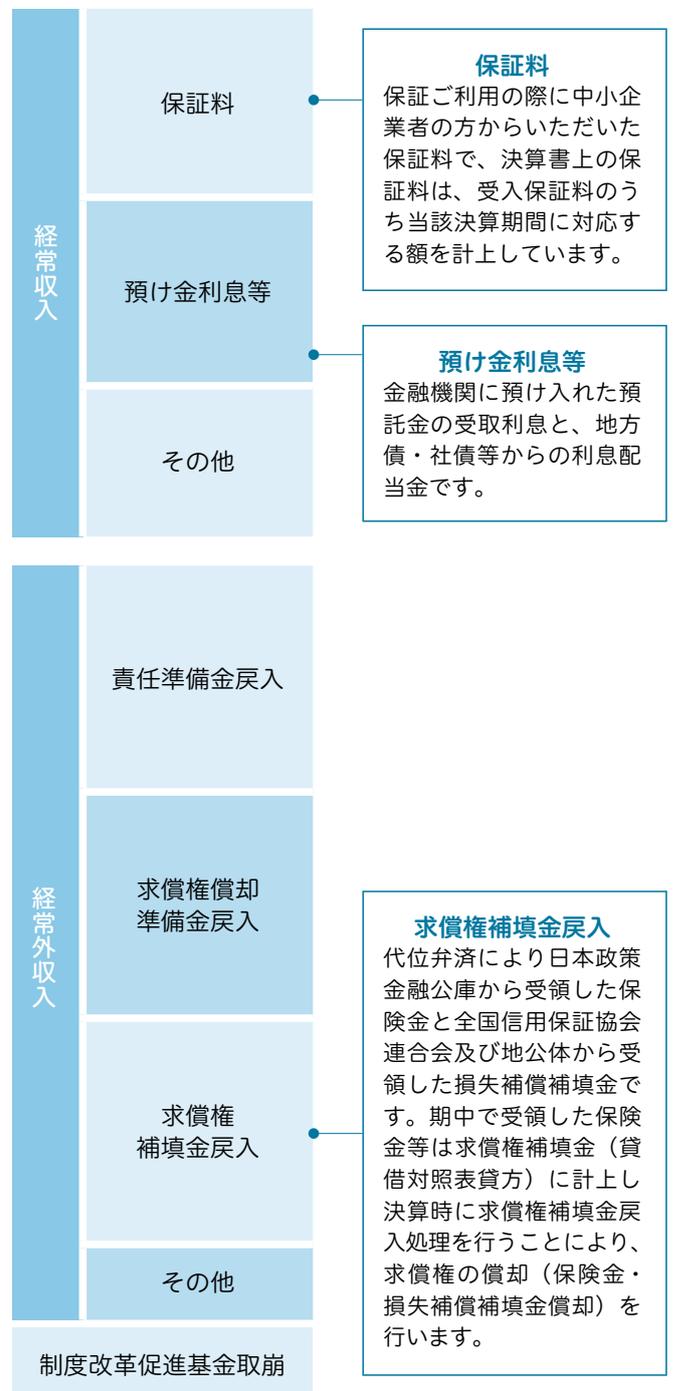
| 収 入          |               |
|--------------|---------------|
| 科 目          | 金 額           |
| 経常収入         | 2,672,152,329 |
| 保証料          | 2,097,210,549 |
| 預け金利息        | 1,615,997     |
| 有価証券利息・配当金   | 321,559,042   |
| 調査料          | 0             |
| 延滞保証料        | 84,312        |
| 損害金          | 10,160,518    |
| 事務補助金        | 68,975,837    |
| 責任共有負担金      | 143,268,000   |
| 雑収入          | 29,278,074    |
| 経常支出         | 2,021,411,268 |
| 業務費          | 926,572,669   |
| 借入金利息        | 0             |
| 信用保険料        | 1,087,113,268 |
| 責任共有負担金納付金   | 0             |
| 雑支出          | 7,725,331     |
| 経常収支差額       | 650,741,061   |
| 経常外収入        | 2,577,992,944 |
| 償却求償権回収金     | 115,402,396   |
| 責任準備金戻入      | 1,431,037,843 |
| 求償権償却準備金戻入   | 71,702,983    |
| 求償権補てん金戻入    | 959,849,722   |
| 保険金          | 849,832,090   |
| 損失補償補てん金     | 110,017,632   |
| 補助金          | 0             |
| その他収入        | 0             |
| 経常外支出        | 2,581,245,200 |
| 求償権償却        | 1,103,069,437 |
| 譲受債権償却       | 0             |
| 有価証券償却       | 0             |
| 雑勘定償却        | 16,277,393    |
| 退職金          | 212,103       |
| 責任準備金繰入      | 1,367,687,024 |
| 求償権償却準備金繰入   | 93,999,241    |
| その他支出        | 2             |
| 経常外収支差額      | △ 3,252,256   |
| 制度改革促進基金取崩額  | 47,686,227    |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0             |
| 当期収支差額       | 695,175,032   |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 347,000,000   |
| 基本財産繰入額      | 348,175,032   |

## 収支計算書の用語説明

### 支出

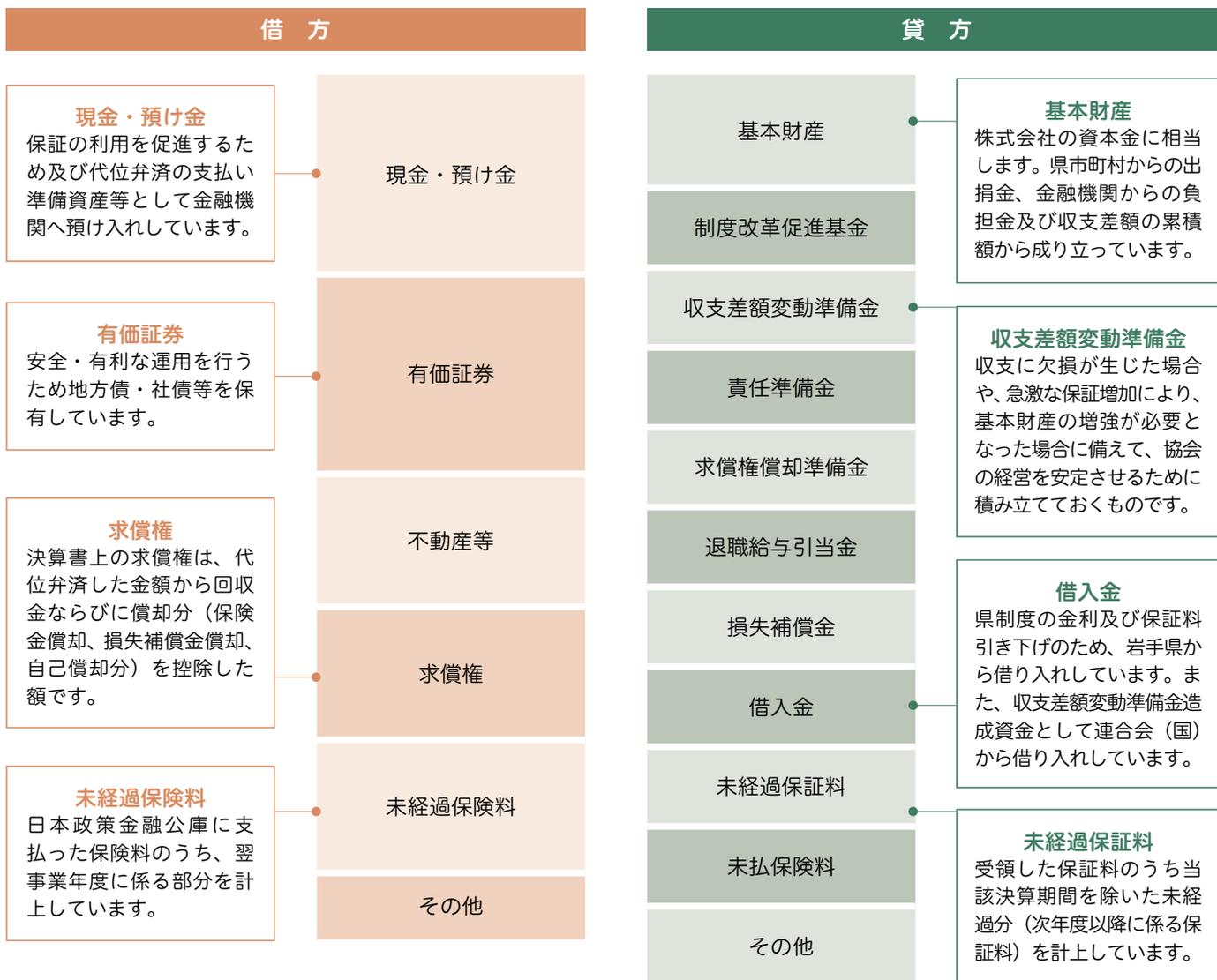


### 収入





## 貸借対照表の用語説明



### ◆基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。

信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の46.6倍（定款倍率）と定めています。

したがって、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

### ◆基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、県市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

## 平成 30 年度経営計画の評価

### 1. 業務環境

#### (1) 地域経済及び中小企業の動向

平成 30 年度の県内経済は、東日本大震災や平成 28 年台風 10 号災害の復旧・復興関連工事の進捗に伴う公共投資の減少や人手不足の深刻化が懸念されたものの、全体としては緩やかな回復の動きが継続された。

このような中、県内の企業倒産は小康状態を保ち、平成 30 年度の倒産件数は 35 件と平成で 2 番目に少ない件数となったものの、当県同様に東日本大震災の被災県である宮城、福島では倒産件数が大幅に増加し、東北全体としては震災以降で最多となったことから、今後、県内でも体力の乏しい小規模零細企業などは特に、動向が懸念されるところである。

#### (2) 中小企業向け融資の動向

日本銀行などの資料によると、金融機関の貸出残高は平成 25 年度以降毎年増加傾向にあり、平成 19 年度に統計を取り始めて以来、過去最高水準となっている。また、貸出金利は依然低下している。

#### (3) 岩手県内中小企業の資金繰り状況

県内中小企業の資金繰り状況は、低金利や金融機関の競争激化の恩恵により、落ち着いた状況にあるものとみられる。

しかし、日本銀行盛岡事務所による平成 31 年 3 月の企業金融関連判断 D I（全産業ベース）を見ると、平成 30 年 3 月調査に比べ資金繰り D I では 5 ポイント悪化しており、企業は先行きに対して慎重に判断しているものと見られる。

#### (4) 岩手県内の雇用情勢

岩手労働局の発表によると、平成 30 年度平均の有効求人倍率は 1.45 倍で、前年度を 0.03 ポイント上回った。統計開始以来 2 年連続で過去最高値を更新しており、雇用情勢は改善が続いている。

また、新規求人倍率も平成 30 年度は 1.97 倍となり、前年度を 0.04 ポイント上回り、同様に好調に推移している。

### 2. 重点課題について

#### (1) 保証部門

##### 1) 積極的な信用保証

##### ① 必要十分な信用供与

ア 信用保証協会法等の改正に伴う小口保証、創業保証等の限度額の拡充や各種保証制度の改正等について、セミナーや各会議等で情報発信を行い広く周知を図った。

また、小口保証をよりスピーディに、より利用しやすくするため保証申込に関する書類軽減等を図った。

イ 中小企業のライフステージにおいて、業績下降局面等にあっても、定量的な基準だけでなく、事業実態を把握し改善の可能性や将来性等を評価しながら必要十分な資金調達支援に努めた。

##### ② 魅力ある保証制度の創設

協会創立 70 周年記念商品「はばたき 70」を創設し 7 月 1 日から施行、また短期継続型保証「5ing」の保証限度額の拡充と要件の改正を行い 10 月 1 日から適用した。

| 保証制度    | 保証承諾件数 | 保証承諾額        | 前年比    |
|---------|--------|--------------|--------|
| はばたき 70 | 205 件  | 3,016,830 千円 | —      |
| 5ing    | 65 件   | 985,400 千円   | 133.3% |

##### ③ 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化

ア 「連携支援協調パッケージ」によるプロパー融資と保証付き融資の協調支援による必要性を金融機関に周知し、中小企業への資金調達支援に努めた結果、保証承諾は 375 件(前年比 111.6%)、9,227,403 千円(前年比 128.8%)の実績となった。

イ 金融機関との勉強会、研修会等での情報提供、情報交換により信頼関係の構築を図ったほか、金融機関担当者と企業訪問時や専門家派遣時等に帯同しながら協働した取組を積み重ねた。

##### ④ ニーズに応えるためのプロセス等の見直し

迅速かつ適正な保証審査を行うため保証決定に至るプロセス等の見直しに係る検討委員会を設置し、他協会の視察を実施しながら、委員会及び作業部会を随時開催し見直し案を討議した。

委員会作成案に対する保証担当部署からの意見集約を踏まえ修正案を作成し、3 月 11 日から試行を開始しており、今後、保証担当部署から試行を踏まえた意見聴取を行い、正式実施に向け取り組むこととしている。

##### ⑤ 職員の目利き力強化

決算書には表れない企業の強み等の見方や企業の成

長を支援していく力を育成していくため、協会内の中小企業診断士による与信判断の事例研修会を一般職員向けに2月1日と2月15日の2回実施した。

また、外部研修会への参加、あるいは専門家派遣時に職員を帯同させる等により職員の企業の事業性を理解する力を育成するよう取り組んでいる。

## 2) 東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援

### ① 被災した企業への支援活動の継続

岩手県産業復興相談センター（以下「復興相談センター」という。）及び東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）による債権買取企業を始めとする自然災害等による被災企業に対し企業訪問を実施した。

被災企業に対する訪問については、買取支援企業 83 企業、延べ 269 回、他被災企業 112 企業、延べ 279 回の訪問実績となった。

また、債権買取企業のエグジットについては、復興相談センター、震災支援機構及び金融機関と連携し、エグジットファイナンスに係る保証承諾が 12 企業 421,937 千円となり、積極的に対応した。

### ② 金融機関や商工団体等中小企業支援機関との連携支援

債権買取企業に対し、復興相談センター及び震災支援機構と連携したアフターフォローを継続し、情報共有しながら必要な支援を行うこととしており、57 企業、延べ 127 回訪問を行い、経営サポート会議や専門家派遣等の支援を行った。

また、定期的に商工団体等中小企業支援機関を訪問し情報収集に努めたほか、金融機関調整のためのサポート会議を開催し、企業の経営改善に向けた支援に取り組んだ。

#### <経営サポート会議開催状況>

| H 30 年度 | H 24. 9.10 ~ H 31. 3.31 までの累計 |
|---------|-------------------------------|
| 203 回   | 875 回                         |

## (2) 経営支援部門

### 1) 経営支援・再生支援の強化

#### ① 企業の課題をともに考え、解決策を探る取組

ア 「経営セミナー及びお客様交流会」を各保証担当部署で開催し、中小企業の実情やニーズを把握する取組を実施した。また、中小企業アンケートを 1,000 企業に送付、394 企業から回答があり、うち記名

回答企業に対しては、保証担当部署によるフォロー訪問を行った。

#### <「経営セミナー及びお客様交流会」開催状況>

| 年月日    | 開催部署      | セミナー講師          |
|--------|-----------|-----------------|
| 7月24日  | 保証二課      | (株)モリノバ 星氏      |
| 8月10日  | 保証一課      | (株)上町家守舎 小友氏    |
| 9月13日  | 大船渡支所     | 宮古観光創生研究会 早川氏   |
| 9月19日  | 釜石支所      | 高田松原商業開発(協) 伊東氏 |
| 10月15日 | 宮古支所      | (株)モリノバ 星氏      |
| 11月12日 | 二戸支所      | (株)ひろの屋 下葶坪氏    |
| 2月12日  | 一関、奥州支所合同 | 岩泉純木家具(有) 工藤氏   |

イ 企業訪問において、McSS 等の財務分析資料を用い事前に経営課題の仮説をもって面談することで、経営者と協会の信頼関係が構築されるとともに、早期に経営課題の抽出に繋がっている。

この活動を通じ専門家派遣の要望がある企業に対し、課題解決に向けサポートを実施している。

#### <専門家派遣実施状況>

| 企業訪問数  |          | 申請受理企業 | 派遣実施企業 |
|--------|----------|--------|--------|
| 269 企業 | 延べ 749 回 | 84 企業  | 84 企業  |

ウ 専門家派遣等の支援メニューを提供する際には、金融機関と支援課題や支援方針を共有しながら取り組むことが実効性を高めることになることから、企業訪問や専門家派遣等できる限り連携し対応している。

#### ② 再生支援、再チャレンジ支援の充実

ア 事業継続、改善に強い意欲があり、事業再生が可能な企業については、中小企業再生支援協議会と連携しながら再生計画を策定し、事業再生を検討している。

イ 求償権となった企業の中で事業を継続しており、事業再生に前向きな企業に対しては、求償権消滅保証等により取引の正常化を図る取組を推進することとしており、中小企業再生支援協議会と連携し 1 企業に対し求償権消滅保証を対応したほか、支援を検討している企業が 1 企業となっている。

ウ 再生支援、再チャレンジ支援が可能な企業に対しては、経営者保証ガイドラインや連帯保証債務免除ガイドラインを適正に運用して解決を図ることとしており、経営者保証ガイドラインによる保証債務整理

を行った件数は3件、連帯保証債務免除ガイドラインにより一部弁済を行った件数は39件となった。

### ③ 支援機関との連携

ア 当協会がワンストップで課題解決に応じる体制を強化していることはもとより、岩手県と当協会が事務局となって開催する「いわて企業支援ネットワーク会議」を行政機関、金融機関、商工団体、認定支援機関等参加のもと、6月5日、2月5日の2回開催し、中小企業支援施策等の情報共有のほか、大規模災害時の対応等について情報交換を行い、各機関が連携し課題解決に対応していくことを共有した。

イ 平成30年3月中に各商工団体に対し、金融機関紹介窓口設置に係る周知と連携要請を行ったうえで、4月に窓口を設置、当協会ホームページへの掲載及び各部署への窓口案内プレートを設置し、迅速かつ丁寧な対応に努めた結果、紹介相談10企業、紹介実績9企業、保証実績8企業となった。

ウ 各支援機関等と連携した中で、企業のニーズを汲み上げ各機関の持ちうる最適な支援ツールを活用し、経営改善計画の策定支援を行った。

### ④ 支援基準等の見直し

法律等の改正により、当協会の業務に経営支援が追加されたことを踏まえ、当協会の経営支援スキームの支援フロー等を見直し、効率化を図るとともに質の向上を図るため、経営支援担当者会議等を通じ検討を重ねた結果、10月1日から新スキームによる取組を開始した。

### ⑤ 経営支援ノウハウの蓄積、マインドの醸成

ア 経営支援担当者会議等により、前年度の経営支援の振り返りを行うとともに支援方針の周知を図り、経営支援の推進について情報共有を図った。

イ 事例の情報共有と横展開を図ることを目的とし支援事例発表会を行った。発表会には、経営支援の取組の中から各部署事例を1件抽出のうえプレゼンを行い、好事例の取組3事例を表彰した。

## 2) 地方創成の取組

### ① ファンドへの出資等

ア ファンドへの出資等について、情報収集や学習を深めることとし、東北・北海道信用保証協会協議会に設置されている担当部課長会議、フューチャーベンチャーキャピタル等との情報交換を行ってき

たが、具体的な連携には至っていない。

イ 地元大学等との情報交換や取組に前向きな地方公共団体等との連携体制の構築を図ることとしたが、岩手大学との情報交換にとどまった。

### ② 創業支援の充実

ア 「創業支援パッケージ（いわてドリームパスポート）」の浸透を図り、創業予定者等への創業前の段階から創業後までの総合的な支援を行うこととしており、2企業に対し専門家派遣を行いながら支援を継続している。

イ 創業予定者等に対し、入り口の段階から専門的な助言、指導が受けられるよう外部専門機関との連携体制を構築することとしており、専門家派遣事業における「創業サポート」を活用した企業は、10企業となった。

ウ 10月18日当協会主催により、34名参加のもと創業セミナーを開催した。

また、商工団体主催の創業スクールにおいて、創業に係る計画や資金計画等についての説明を行うとともに、スクール修了者等を対象に当協会主催のフォローアップセミナーを開催した。

エ 日本政策金融公庫、商工会議所連合会、商工会連合会及び当協会の4機関連携による創業支援フォローアップセミナーを2月7日、30名参加のもと開催した。

また、創業2年以内の企業をリストアップし、フォローアップ訪問を実施することとしており、166企業の訪問を行い、業況把握を行った。

### ③ 事業承継支援の取組

ア 岩手県事業承継ネットワークにおけるハンズオン支援会議等に5月24日、7月27日、11月8日参加し、連携した事業承継支援について情報交換を行った。

イ 事業承継に係る具体的な相談を受けた際には、専門家派遣事業における「事業承継サポート」を活用しながら支援をすることとしており、1企業に専門家を派遣し、5企業と課題のすり合わせを実施している。

## (3) 期中管理部門

### 1) 早期期中管理

① 金融機関と連携し、延滞先、事故先及び保証料未納先への早期対応

- ア 延滞、事故先の決算書を徴求し状況把握に努め、内部管理用の「ランク別実態報告書」をもって金融機関と定期的にヒアリングを実施しながら早期に管理方針を打ち出し、延滞、期限経過債務の圧縮に取り組んだ。条件変更等による事故調整額累計は1,770百万円で、年度末における事故残高は1,093百万円（前年比85.0%）と前年を下回った。
- イ 内部管理用の「未収保証料明細表」により未収先の管理を徹底し、未納期間が長期化しないように分割納入や借換等による早期解消に努めた。年度末における未収保証料は2,684千円（前年比233.4%）となり、前年を大幅に上回ったが、うち1,529千円は分割納入を含め徴収が見込まれるものである。
- ウ 利息払いのみを継続してきた企業であっても経営改善意欲が高く、地域経済に重要な企業については、抜本再生による事業継続の可能性を模索してきた結果、実績は1企業となり、2企業が仕掛かりとなっている。

- ② 条件変更を繰り返している企業への事業再生の支援
  - ア 返済緩和や元金棚上げ等の条件変更を繰り返している企業をリストアップのうえ、審査課、企業支援課及び保証担当部署とでヒアリングを実施しながら、企業の改善取組状況のモニタリングに努めた。
  - イ モニタリングの結果、改善意欲があり、事業継続に強い意思が確認される企業に対し、当協会の支援メニューの活用を提案し、改善に取り組んだ。

<条件変更先に対する取組>

|               |       |
|---------------|-------|
| ヒアリング対象企業     | 65 企業 |
| 専門家派遣サポート検討企業 | 14 企業 |
| 専門家派遣実施企業     | 7 企業  |
| 405 事業活用企業    | 2 企業  |
| 復興相談センター関与企業  | 1 企業  |

※ヒアリング対象先の正常化（元金均等返済）された先数：5 企業  
うち、専門家派遣実施 2 企業、経営サポート会議開催 1 企業。

(4) 回収部門

求償権回収は、関係人の高齢化等により弁済能力が低下していることに加え、第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少、条件変更の継続による資産劣化等により一層厳しさを増している。

また、東日本大震災から8年を経過したが、今なお再建途上の関係者が居ることに加え、その後の台風等自然災害により生活再生に努力している関係人も存在

する。

このような中で、回収部門における回収ポリシーの考え方を基本とし、初期段階で回収を最大化するため代位弁済後の初動の対応を徹底するとともに、求償権関係人の心情をきめ細かく汲み取り、個々の案件の状況に応じ、かつ、効率性を重視した管理・回収に取組み、また、一方では事業を継続しながら返済を履行している経営者の再チャレンジや、保証人の生活再建にも積極的に対応していく必要がある。

これらの状況を踏まえ、以下の課題に取り組んだ。

1) 適切な対応による回収の最大化

- ア 代位弁済が避けられない案件で、一定の回収が見込まれる先について、期中段階における交渉の場に回収担当者が同席することとしたが、平成30年度は26先の交渉に同席し、代位弁済後の初動対応に繋がった。
- イ 無担保求償権については、定例回収の増加を図るため月1回督促強化日を設定し、集中的に電話督促を行い、5先の定例回収が復活した。
- ウ 関係人の死亡や行方不明等のため入金や交渉が途絶えている先について、相続調査を弁護士に38先、居住確認をオリファサービズ他に27先依頼し、5先との交渉再開のほか、2先に対し競売申立、1先に対し債権差押命令申立を行なった。
- エ 物件売却を促進するため競売不動産売却情報をホームページ、保証月報それぞれ14件掲載し、情報提供を行った。
- オ 担保設定に非協力的な1先について、仮差押申立を行った。
- カ 弁護士等への債務整理委任案件のうち、長期化していた1件について分割弁済契約を締結した。

<法的手続>

(単位：件)

|          | 件 数         |
|----------|-------------|
| 求償金請求訴訟  | 32 (前年度 26) |
| 支払督促     | 7 ( // 0)   |
| 不動産任意競売  | 31 ( // 28) |
| 債権差押、仮差押 | 10 ( // 3)  |
| その他      | 1 ( // 5)   |
| 合 計      | 81 ( // 62) |

2) 事業再生等の対応

- ア 営業継続中の先から訪問対象先27先を抽出し、その中から求償権消滅保証対応見込先4先をリスト

- アップの上、そのうち1先について企業支援課、保証担当部署と連携して求償権消滅保証を実施した。
- イ 一定期間定期弁済を継続している求償権関係人について、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図り、39件、68,253千円の回収を行った。

### 3) 求償権管理の効率化に向けた体制整備

- ア 管理事務停止について、処理目標 230 件、2,000 百万円と設定して、334 件、2,634 百万円を処理した。(処理率：件数 145.2%、金額 131.7%、前年度比 + 94 件、+ 80 百万円)  
求償権整理については、処理目標 200 件、2,020 百万円と設定して、205 件、1,639 百万円を処理した。(処理率：件数 102.5%、金額 81.1%、前年度比△ 7 件、+ 711 百万円)
- イ 保証協会サービスへの委託案件について、回収方針等の明確化を図るため6月、11月に管理部長及び債権管理課長によるサービス担当者とのヒアリングを実施するとともに、連携強化を目的として毎月定期的に合同会議を開催した。
- ウ 管理事務合理化のため求償権回収管轄を見直し、下記のとおり移管を行なった。

平成 30 年 9 月 28 日

釜石支所 → 宮古支所 39 企業  
釜石支所 → 大船渡支所 27 企業

平成 30 年 11 月 30 日

債権管理課 → 釜石支所 9 企業  
債権管理課 → 宮古支所 6 企業  
債権管理課 → 大船渡支所 13 企業

## (5) その他間接部門

### 1) 広報活動の充実と認知度の向上

- ・ラジオ CM は、徐々に広く浸透することを目的に継続している。採用活動でのアンケートでは、協会を認知した切っ掛けはラジオ CM だったと回答した学生が居た。
- ・ホームページのリニューアルを実施した。
- ・マイナビ、各大学、県定住財団などが主催する採用イベントに積極的に参加し、認知度向上に努めた。
- ・採用活動での活用を目的として、職場の雰囲気や伝わるよう協会職員のインタビューなどを交えたプロモーションビデオを制作した。ビデオは、協会ホームページに掲載するとともに、採用イベント等で活用している。
- ・県外大学の岩手県出身の就活生（4 年生）及びその父母に対し、採用に関する DM を発送することとし、

認知度の向上に努めた。(発送は、今年度 4 月)

- ・2月に1day インターンシップを開催し、学生 13 名が参加した。
- ・70 周年記念事業の一環として、スイングポップ、トートバッグを製作した。また、役職員の名刺に 70 周年を表すロゴを印刷したほか、新聞広告を掲載し、記念誌を発行した。

### 2) 組織体制及び職場環境の整備

- ・業務の改善に係る平成 29 年度の職員提案の中から、平成 30 年 7 月に優秀賞、佳作、アイデア賞各 1 点を表彰した。
- ・平成 30 年 8 月にストレスチェック、平成 30 年 9 月には満足度調査を実施し、集計及び分析結果を経営会議、課支所長会議で報告した。満足度調査については、各部署で集計・分析結果についての話し合いと職場点検を行うよう通知し、その結果を取りまとめ、周知した。
- ・健康経営支援プログラムは継続取組中であり、平成 30 年度に新たに 5 名の職員が参加し、23 名となった。

### 3) 人材育成の体系化

- ・研修体系を見直すとともに、新入職員の職場への早期定着と土台作りを目的として新入職員研修マニュアルを策定した。
- ・中小企業診断士試験は、1 名が合格した。診断士養成講座は、1 名が受講中。
- ・全国信用保証協会連合会が主催する信用調査検定のマスター、アドバンス、ベシスにそれぞれ 2 名、4 名、5 名が受験し、アドバンス 1 名、ベシス 5 名が合格した。

### 4) コンプライアンス態勢の維持・強化

平成 30 年度コンプライアンス・プログラムに基づき、諸会議において常勤役員によるコンプライアンスの啓発及び年 4 回開催したコンプライアンス委員会により、コンプライアンス態勢の推進を実施した。

反社会的勢力の介入を排除するための取組としては、岩手県暴力団追放推進センターから資料を取寄せ、職員に配布の上、職場内研修において周知した。

日常モニタリング活動確認シート、コンプライアンス・チェックシート及び職員のマナー調査シートを活用してコンプライアンスの浸透状況を把握した。

研修・啓発活動は、連合会等主催の研修会に参加した他、当協会主催の階層別研修会（一般職員、新入職員、嘱託職員）及び各部署で開催した職場内研修において、コンプライアンスの啓発活動と組織風土の改善に努めた。

### < 具体的内容 >

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 諸会議での役員による啓発               | 9回  |
| コンプライアンス委員会の開催             | 4回  |
| コンプライアンス担当者会議の開催           | 4回  |
| 反社会的勢力に対する対応研修周知           | 1回  |
| 日常モニタリング活動確認シートの取りまとめ      | 2回  |
| コンプライアンス・チェックシートの取りまとめ     | 2回  |
| あなたが感じた保証協会職員のマナーシートの取りまとめ | 2回  |
| 連合会等主催のコンプライアンス関係セミナーへの参加  | 1回  |
| コンプライアンスに関する階層別研修会の実施      | 5回  |
| コンプライアンスに関する職場内研修会の実施      | 35回 |
| コンプライアンス・ニュースの発行           | 28号 |
| 事業継続計画（BCP）に基づく訓練（研修）      | 2回  |

事業継続計画（BCP）に基づく訓練（研修）は、一般職員、臨時職員に対して実施した。

#### 5) 個人情報の管理の徹底

個人情報の適正な管理・点検を行うため、各部署で個人データ取扱状況の点検計画を策定の上、年4回の点検を実施した。その報告書を検査室が取りまとめて管理状況を把握した。

定期検査時に各部署の「個人データ持ち出し届出書」及び「FD等記録媒体持ち出し届出書」等の運用状況を確認するとともに、検証検査時に各部署の点検報告書の検証を行い、個人情報の管理の徹底を図った。

「個人データ取扱運用細則の一部改正」、「個人情報宣言の一部改訂」他を実施した。

### 3. 事業計画について

当協会の平成30年度の事業概況は、信用保証制度改革における適切なリスク分担の趣旨が徐々に浸透し、地域の中小企業に対する金融機関と保証協会による協調支援が進んだことなどから、保証承諾は8,417件875億2千8百万円余で、対前年比は件数で100.3%、金額で105.6%と前年を上回り、目標達成率も105.5%と目標額を上回った。

保証債務残高は27,888件2,264億4千8百万円余で、対前年比は件数で94.8%、金額で95.3%といずれも下回った。目標達成率は100.2%と概ね計画どおりとなった。

代位弁済は221件12億8千2百万円余で、対前年比は件数で80.1%、金額で57.2%となり、計画額に対しては38.9%と大きく下回った。

前年度を大きく下回った要因は、緩やかな景気の回復傾向に底支えされ、県内の倒産件数が低水準で推移していることや、二重債務問題解消のための債権買取に係る代位弁済が無かったことなどによるものである。

回収は、6億8千8百万円余（対債務者元金）、前年比97.3%と減少し、計画に対しても88.3%となった。

### 4. 収支計画について

年度経営計画に基づき業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、当期収支差額は6億9千5百万円余（前年比74.5%）となった。

この収支差額の処理については、3億4千7百万円を収支差額変動準備金に、残額を基金準備金に繰入処理を行った。

### 5. 財務計画について

自己造成による基本財産の造成を図ることとしていることから基金の増加はなく、当期収支差額は6億9千5百万円余のうち3億4千8百万円余を基本財産に繰入れした結果、平成30年度の基本財産は、218億6千9百万円余（前年比101.6%）となった。

## ●外部評価委員会の意見等

### 【保証部門】

- ・プロパー融資と保証付融資による協調支援の必要性の周知に努め、「連携支援協調パッケージ」などを推進して地域中小企業の資金調達を積極的にサポートした結果、保証承諾が増加に転じたことは評価します。
- ・保証決定に至るプロセス等の見直しについては、顧客のニーズを捉え、継続的に見直しを行いながら迅速かつ適正な審査が実現することを期待します。

### 【経営支援部門】

- ・「経営セミナー及びお客様交流会」を全県で実施して中小企業者のニーズを汲み取る活動や、国の補助事業である「専門家派遣」などを積極的に推進し、多くの中小企業者が活用していることは、協会と中小企業者との接点を増やすための取組みとして評価します。
- ・創業、事業承継、事業再生及び再チャレンジを引き続き積極的に支援することにより支援事例を蓄積し、好事例を協会内で共有することにより一層質の高い支援が行われるよう期待します。

### 【期中管理部門】

- ・金融機関と連携して早期に延滞等に対応することにより、事故残高が低水準で抑制されていることは評価します。
- ・条件変更を繰り返している企業に対しては、引き続ききめ細かい対応と経営支援ツールを組み合わせることで対応することにより、多くの企業の正常化を支援することを期待します。

### 【回収部門】

- ・第三者保証及び不動産担保が減少し、回収を巡る環境が厳しさを増す中、代位弁済後の初動対応を徹底し、持続的・安定的な回収の増加を図る取組みに努めたことは評価します。
- ・事業を継続しながら返済を履行している経営者の再チャレンジや、保証人の生活再建にも積極的に対応するよう期待します。
- ・求償権管理の効率化のため、管理事務停止及び求償権整理に積極的に取り組むよう期待します。

### 【その他間接部門】

- ・研修体系を見直し、新入職員研修マニュアルを策定したことは評価します。今後は、同マニュアル等に基づ

く指導により新入職員が職場に早期定着し、土台作りが推進されるよう期待します。

- ・コンプライアンス態勢の維持・強化及び反社会的勢力の排除についての啓発活動に積極的に取り組んでいる点を評価します。引き続き取組みが継続されることを期待します。

# 業務の取組

## 関係機関との連携

### 1. 金融機関との連携

県内中小企業の金融の円滑化と経営力向上のための経営支援を推進するためには、各金融機関との連携の強化が極めて重要です。毎年、以下の会議や研修会等を実施し、コミュニケーションを深めています。

#### 金融懇談会、業務推進懇談会

金融機関ごとに本部営業統括部門（役員を含む。）との金融懇談会、本支所ごとに管轄内の各支店長を対象とした業務推進懇談会を開催し、県内中小企業の金融の円滑化と経営支援の連携をお願いするとともに中小企業の金融情勢や経営支援の取組みについて情報交換を行っています。

#### 勉強会

各金融機関の店舗ごとに、保証や期中管理の取扱いに係る留意点等をテーマに随時勉強会を実施し、信用保証に係るご理解と中小企業金融に対する連携のご協力をお願いするとともに、金融機関の担当者との信頼関係の強化に努めています。

| 年 度      | 実施回数 |
|----------|------|
| 平成 27 年度 | 62   |
| 平成 28 年度 | 75   |
| 平成 29 年度 | 67   |
| 平成 30 年度 | 71   |

#### 「協会業務一日体験」研修会

平成 9 年度から、基本的な信用保証制度についてご理解を深めていただくため、地元金融機関の若手融資・渉外担当者を対象とした「協会業務一日体験」研修会を実施しております。平成 30 年度は、49 名の受講参加をいただきました。

#### 協会業務研修会

平成 13 年度から、協会業務の実務と中小企業への支援スタンスをより深くご理解いただくため、「協会業務一日体験」研修の受講経験がある地元金融機関の中堅融資・渉外担当者を対象に、グループ討議による事例研修を中心とした 1 泊 2 日での「協会業務研修会」を毎年実施しております。平成 30 年度は、20 名の受講参加をいただきました。



協会業務一日体験



協会業務研修会

## 地域中小企業応援キャンペーン

金融機関における事業性評価を重視した継続的な金融支援に連携して、県内中小企業者、小規模事業者及び創業者に対し積極的な保証をもって応援することで、県内中小企業者の減少に歯止めを掛け、地域経済の活性化を図り、地方創生に寄与することを目的とした「地域中小企業応援キャンペーン」を実施しました。平成30年度は、期間を7月2日から12月28日までとし、金融機関との連携強化のための「連携支援協調パッケージ」、小規模事業者の持続的発展のための「小口資金」、創業者のための「創業者に対する保証」に対し制度利用ポイントを設定したほか、安定した中小企業への保証支援を継続する上での一定の残高の維持を図るために残高ポイントを設定の上実施しました。特にご協力をいただきました各グループの上位店舗合計37店舗を表彰させていただきました。

なお、キャンペーン期間中、ポイント付与対象制度を利用し新規保証した企業者数は当協会全体で411企業、キャンペーン終了時点の利用企業者数は14,552企業、保証債務残高は229,636百万円の実績となりました。



地域中小企業応援キャンペーン



地域中小企業応援キャンペーン

## 2. 商工団体との連携

### 商工会議所、商工会の経営指導員との連携

各保証担当部署において、管内の商工会議所、商工会の経営指導員との情報交換会を実施し、コミュニケーションを深め連携を強化しております。

## 3. 四機関による創業連携

岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、株式会社日本政策金融公庫と当協会が連携し、創業者の相談窓口の拡大や資金調達、創業計画書の策定に適切に対応するとともに、創業フォローアップセミナーを共催しております。

## 企業支援活動

顧客満足度の向上を目指し、中小企業ごとの異なる実情や経営者の熱意を十分に感じ取り、それぞれの企業に合った支援を提供する“より身近な総合的な企業支援”に取り組んでいます。

また、東日本大震災や台風等による被災企業に対し、企業訪問を通じて経営者と直に向き合って、経営上の問題点や要望等を聞き取り、実情に応じた支援を柔軟に対応しています。

### 1. 被災企業への支援

沿岸各支所と企業支援課の連携により、被災企業を直接訪問し、現状確認や要望をお聞きした上で、返済の緩和や運転・設備資金などの必要な支援について関係機関と調整を行いました。東日本大震災被災企業への訪問実績は下記のとおりです。

#### <平成30年度 東日本大震災被災企業への訪問実績>

| 企業数    | 訪問回数 (のべ) |
|--------|-----------|
| 195 企業 | 548 回     |

#### ※二重債務問題への対応

東日本大震災の被災企業は、事業再開に必要な資金を新たに借入する際に、震災前の借入負担が大きな障害となる場合があります。

この二重債務問題の解消のため、岩手県産業復興機構及び(株)東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取支援に迅速かつ適切に対応することで、被災企業の債務負担の軽減を図り、併せて事業再生のために必要な新規保証の対応も行っています。

#### 岩手県産業復興機構による買取決定案件

|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 平成30年度末までの累計 | 110 企業 (うち信用保証協会関係企業 104 企業) |
|--------------|------------------------------|

#### (株)東日本大震災事業者再生支援機構による支援決定案件 (岩手県内)

|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 平成30年度末までの累計 | 167 企業 (うち信用保証協会関係企業 125 企業) |
|--------------|------------------------------|

### 2. いわて企業支援ネットワーク会議

平成24年9月10日に「岩手県中小企業支援等連絡会議 (通称:いわて企業支援ネットワーク会議)」を立ち上げ、支援機関の事業再生に関する目線合わせを行っています。

#### 第13回 平成30年6月5日 (火)

1. 経済産業省の中小企業支援施策について
2. 岩手県の中小企業支援施策等について
3. 各機関との連携のあり方について
4. 意見交換

#### 第14回 平成31年2月5日 (火)

1. 経済産業省の中小企業支援施策等について
2. 金融庁の施策について
3. 抜本再生支援の状況について
4. 情報提供
5. 意見交換

### 3. 企業訪問

企業訪問により直接中小企業の皆さまの声をお聞きすることで、経営上のお悩みやご要望を共有し、必要に応じて「保証提案」や「経営課題解決のための専門家派遣」等によるきめ細かい支援の実践に努めています。

#### 「企業訪問」の実績

| 年 度      | 企業者数  |
|----------|-------|
| 平成 28 年度 | 1,009 |
| 平成 29 年度 | 1,421 |
| 平成 30 年度 | 1,597 |

### 4. 企業支援

当協会の企業支援（経営支援）については、平成 30 年度上期に見直しを行い、下期より運用を開始しました。

売上の減少等による財務の悪化に伴い、事業継続のための金融支援を必要としているお客様に対しては、経営支援保証（経営支援と金融支援を関連付けた取り組み）により、協会職員による資金繰り改善提案、経営改善計画策定支援、専門家派遣等のサポートから支援後の事後フォローまでをワンパッケージとした経営支援フローに基づく支援を積極的に行っています。

外部機関との連携体制を構築しており、企業ニーズがあれば岩手県事業承継ネットワーク、岩手県知財金融推進コンソーシアム等の枠組みにより、中小企業の課題解決のためのコーディネートを行っています。

#### 経営支援保証による保証実績<平成 30 年度>

| 支援項目     | 企業者数       |
|----------|------------|
| 保証支援企業者数 | 19 企業      |
| 保証承諾金額   | 378,484 千円 |

### 5. 再生支援

国が中小企業施策として推し進める再生への支援は、当協会の企業支援部企業支援課が中心となり、岩手県中小企業再生支援協議会や各金融機関の企業支援担当部署等と綿密な情報交換を行い、連携の強化を図りながら積極的に推進しています。

また、自力再生の可能性のある求償権先に対しては、金融の正常化を実現させるための求償権消滅保証の支援を行っています。

#### 岩手県中小企業再生支援協議会への関与実績

| 年 度      | 企業者数 | 計画策定完了案件数 |
|----------|------|-----------|
| 平成 30 年度 | 11   | 11        |

## 6. 中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業

平成 26 年より当協会利用企業者の経営改善を促進するため、中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業を活用して専門家派遣を行っています。

| 年 度      | 利用企業者数 |
|----------|--------|
| 平成 30 年度 | 84     |

## 7. 経営改善計画策定支援費用補助

経営改善に積極的に取り組む意欲があり、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定する当協会利用企業者に対し、経営改善計画策定費用の一部を負担しています。

| 年 度      | 費用補助企業者数 |
|----------|----------|
| 平成 30 年度 | 11       |

## 8. 相談窓口

本所営業部、各支所及び企業支援部企業支援課が相談窓口となって中小企業の皆さまの経営や資金繰りに関するご相談に随時応じています。

また、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、久慈市、岩泉町の各商工会議所、商工会の相談窓口で定期的にご相談に応じているほか、中小企業経営診断システム（McSS）の財務分析結果の資料の提供など、経営計画の策定に係るご支援もしていますので、ご相談ください。

## 9. 「経営セミナー及びお客様交流会」、「中小企業者アンケート」の実施

企業支援の一層の充実を図り、県内中小企業の皆様から支持される組織づくりを推進するため、日頃ご利用いただいている皆様からの当協会に対するご意見・ご要望の集約と、経営のご参考にしていただくための情報のご提供を目的として、毎年度「経営セミナー及びお客様交流会」と「中小企業者アンケート」を実施しています。

※「経営セミナー及びお客様交流会」の開催

- ・保証二課管内のお客様

開催日時 平成 30 年 7 月 24 日

開催場所 花巻市「ホテルグランシェール花巻」

参加企業数 19 企業

- ・保証一課管内のお客様

開催日時 平成 30 年 8 月 10 日

開催場所 盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡」

参加企業数 26 企業

- ・大船渡支所管内のお客様

開催日時 平成 30 年 9 月 13 日

開催場所 大船渡市「大船渡プラザホテル」

参加企業数 20 企業

・釜石支所管内のお客様

開催日時 平成 30 年 9 月 19 日

開催場所 釜石市「ホテルサンルート釜石」

参加企業数 15 企業

・宮古支所管内のお客様

開催日時 平成 30 年 10 月 15 日

開催場所 宮古市「宮古ホテル沢田屋」

参加企業数 16 企業

・二戸支所管内のお客様

開催日時 平成 30 年 11 月 12 日

開催場所 久慈市「二戸パークホテル」

参加企業数 19 企業

・一関、奥州支所管内のお客様

開催日時 平成 31 年 2 月 12 日

開催場所 一関市「ホテルサンルート一関」

参加企業数 20 企業

○開催回数 7 回

○総参加企業数 135 企業

※「中小企業者アンケート」

・実施月 平成 30 年 9 月

・対 象 県内の保証ご利用中のお客様 1,000 企業

・回答数 394 企業

集計結果については、当協会ホームページのトピックスに掲載しております。

## 広報活動

### 1. ホームページの活用

当協会では、より多くの方々に信用保証について理解を深めていただくため、ホームページを開設しています。

ホームページには、信用保証に関する基本的なことや各種保証制度のご紹介、不動産競売情報など、保証や協会業務等に関する情報を幅広く掲載しています。

今後とも、内容の充実に努め、最新情報を分かりやすくご提供します。

ホームページアドレス <http://www.cgc-iwate.jp>



### 2. 保証月報

毎月1回発行し、金融機関、市町村、商工会議所及び商工会等の関係機関に配布しています。



### 3. ノベルティグッズの作製

当協会では、より多くの方々に協会の業務内容を知っていただくため、「ノベルティグッズ」を作製しております。

平成30年度には、「トートバック」・「消せるボールペン」・「付箋メモ用紙」を主に県内の中小企業者の方々に配布しております。

今後とも、内容の充実に努めるとともに、より多くの中小企業者の方々に協会のことを認知していただくよう努めます。



# コンプライアンス

## コンプライアンス態勢

信用保証協会は、中小企業の育成振興を目的として「信用保証協会法」に基づいて設立認可された公的機関であり、「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化に努めるとともに、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、地域経済の活力ある発展に貢献するという役割を担っています。

このため、信用保証協会は、業務方針や行動指針を策定するに際しては、倫理憲章及び具体的行動規範を基に各種法令を遵守し、これに従った行動をしていくことが求められています。

当協会は、平成30年4月からの3ヶ年の中期事業計画において、経営理念として「積極的な“信用保証”ときめ細かい“経営支援”を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献する」を掲げ、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、社会からの揺るぎない信頼の確立にむけて、役職員の意識の共有化と行動の統一化に取り組んでおります。

### 《信用保証協会倫理憲章》

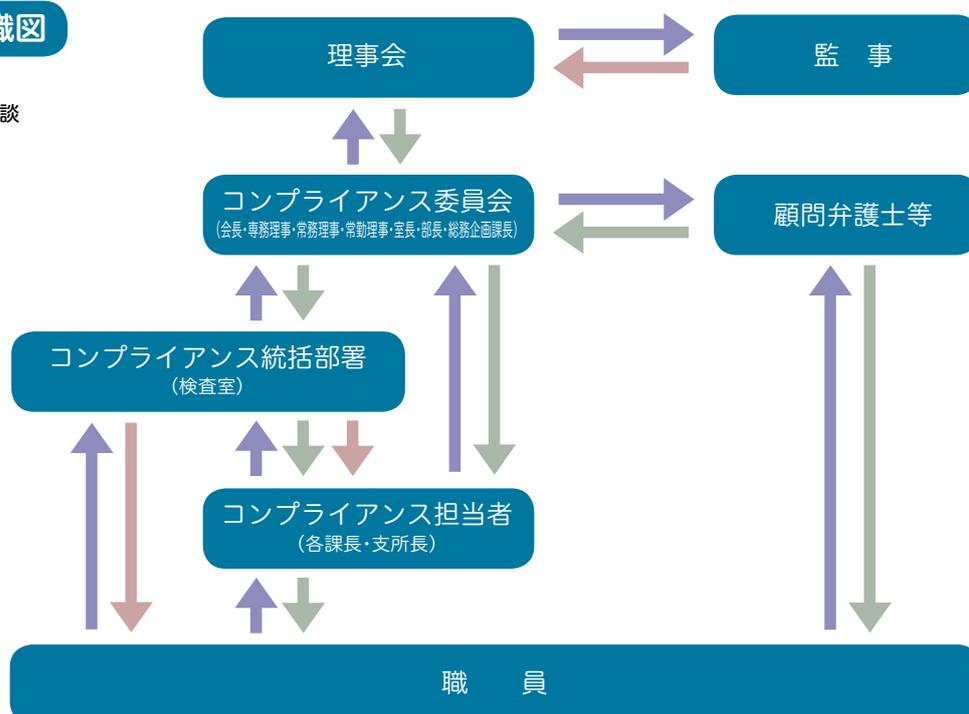
- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルールの厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

### 《役職員の具体的行動規範》

- 1 法令・ルール等の遵守
- 2 誠実な職務の遂行
- 3 守秘義務の履行
- 4 職務上の地位と関係者との付き合い
- 5 コンプライアンス関連事項への対応
- 6 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
- 7 外部からの苦情・トラブルへの対応
- 8 職場秩序の維持
- 9 違反行為の報告
- 10 懲罰

## コンプライアンス組織図

- 報告・連絡・相談
- 指示
- 調査・チェック



岩手県信用保証協会（以下「当協会」という。）は、信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の 1. 「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第 23 条第 5 項第 1 号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の

締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1 件につき 300 円）をいただきます。

### (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第 23 条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止します。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 8. (3) 「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。
- ・開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問に関するお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒020-0062 岩手県盛岡市長田町 6 番 2 号  
岩手県信用保証協会 企業支援部審査課  
TEL.019-654-1505

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 苦情窓口

当協会における個人情報等に関する苦情窓口は以下のとおりです。

〒020-0062 岩手県盛岡市長田町 6 番 2 号  
岩手県信用保証協会 総務部総務企画課  
TEL.019-654-1500

# 計画一覧

## 中期事業計画について（平成30年度～令和2年度）

岩手県信用保証協会は、中期ビジョンを「私たちが必要としている中小企業とともに歩む課題解決のパートナーとなります。」と定め、基本方針を「中小企業本位×役割と責任の自覚」と位置付けました。

## 中期事業計画概要（平成30年度～令和2年度）

### 経営理念

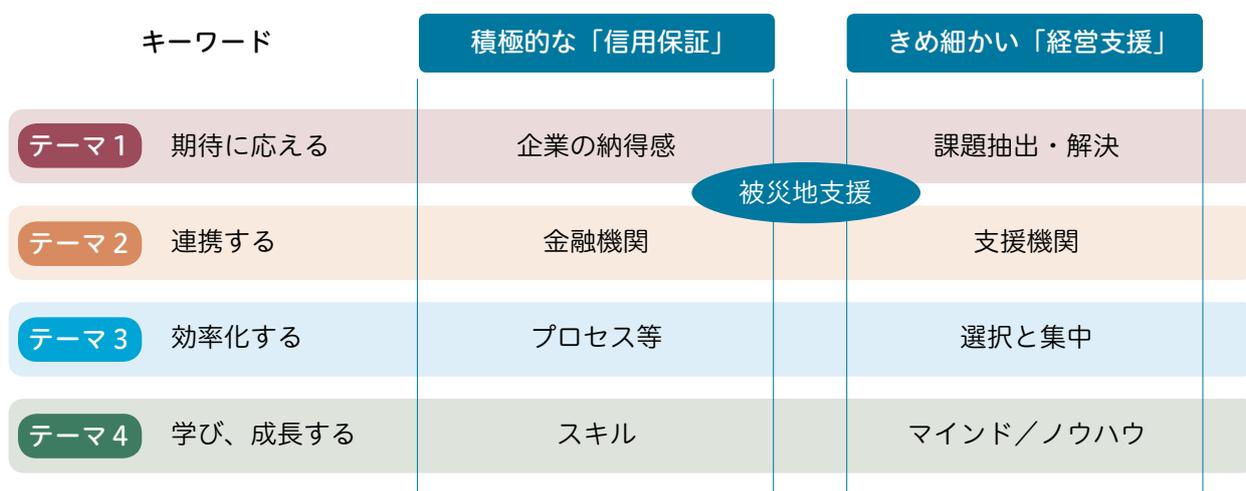
岩手県保証協会は、積極的な「信用保証」ときめ細かい「経営支援」を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。

### ビジョン

私たちが必要としている中小企業とともに歩む課題解決のパートナーになります。

### 基本方針

「中小企業本位」 × 「役割と責任の自覚」



## 具体的取組

| 部門              | 積極的な「信用保証」  | きめ細かい「経営支援」  |
|-----------------|---|--|
| テーマ1<br>期待に応える  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆必要十分な信用供与</li> <li>◆魅力のある保証制度の創設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆企業の課題をともに考え、解決策を探る取組</li> <li>◆創業支援の充実、事業継承支援の取組</li> <li>◆再生支援、再チャレンジ支援の充実</li> </ul> |
|                 | ◆東日本大震災や台風などにより被災した中小企業の復旧・復興支援   |  |
| テーマ2<br>連携する    | ◆金融機関との協調、信頼関係の維持・強化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆支援機関との連携</li> <li>◆地方創生の取組</li> </ul>  |
| テーマ3<br>効率化する   | ◆ニーズに応えるためのプロセス等の見直し  | ◆支援基準等の見直し   |
| テーマ4<br>学び、成長する | ◆職員の目利き力強化  | ◆経営支援ノウハウの蓄積、マインドの醸成   |

## 令和元年度経営計画

### 1 経営方針

#### (1) 業務環境

##### ア 岩手県の景気動向

県内経済の状況は、個人消費ではスーパー、コンビニエンスストア等で飲食料品の売上が好調となっていることから、全体では回復傾向にある。生産活動においては、海外需要に落ち着きが見られるものの国内の設備投資需要に広がりが見られることから堅調に推移している。

また、電子部品・デバイスは車載向け需要が引続き増加していること等から持ち直しており、全体としては緩やかに回復しているとみられる。雇用情勢においては、新規求人数が宿泊・サービス業等で増加し前年を上回っていること等から、有効求人倍率は高水準で推移している。これらの状況から県内経済全体としては、全国の景気が緩やかに拡大することに呼応し、回復基調にあるものと見られる。

##### イ 中小企業を取巻く環境

県内の企業倒産は、現在のところ、件数、負債総額とも前年に引続き低い水準で推移し、東北全体でも同様の傾向ではあるものの建設業では復興需要の一巡を背景に倒産が増加しており、当県においても東日本大震災津波や平成 28 年台風 10 号災害の復旧・復興関連工事の進捗に伴い公共投資が減少することから、今後影響を受ける企業が出てくるものと予想される。

また、消費税増税の影響による節約志向の広がりに対する懸念もあり、中小企業を取巻く環境は厳しく、予断を許さない状況にある。

#### (2) 業務運営方針

当協会は、中期事業計画（平成 30 年度～平成 32 年度）において、中期ビジョンを「私たちが必要としている中小企業とともに歩む課題解決のパートナーになります。」と定め、基本方針を「中小企業本位×役割と責任の自覚」と位置づけた。

企業のライフステージの様々な局面において変動する課題を的確に捉え、解決に向けて取り組んでいくために、金融機関や各支援機関と今まで以上に連携し、当協会に求められる役割を実践していくことで、県内中小企業、小規模事業者の持続的な発展を支えていくものである。

また、信用補完制度に関連する法律が昨年度改正されたことに伴い、地域金融機関と一層連携して経営支援を推進する。

### 2 重点課題

#### 【保証部門】

##### (1) 現状認識

県内経済は、緩やかな回復の動きにあるというものの、震災復興需要のピークアウトにより公共工事が減少基調にあることや、依然として秋刀魚、秋鮭等主要魚種の漁獲数量が震災前と比較し低水準であることから、当県基幹産業の先行き景況感は厳しく、県内中小企業を取巻く環境は全般的に楽観できない状況にある。

また、東日本大震災後 9 年目を迎える中、沿岸部被災地の街づくり事業における宅地造成区画工事は完成に近づいているものの、仮設店舗・施設において営業継続中である本設移行予定の被災事業者数が 200 先を超えることや、復興需要の一巡及び人口減少による被災地域の景況悪化等から、引続き被災企業に対する適時適切なきめ細かい支援が必要である。

以上の現状認識のもと、当協会は、地域金融機関と連携しながら企業の事業実態を把握し、改善の可能性や将来性に最大限着目したうえで積極的な信用保証を提供し、県内中小企業の持続的発展や成長を支えるため、次に掲げる具体的な課題に取り組む。

##### (2) 具体的な課題

###### ア 積極的な信用保証

- (ア) 金融機関と連携した必要十分な信用供与
- (イ) 魅力ある保証制度の創設
- (ウ) 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化
- (エ) ニーズに応えるためのプロセス等の見直し
- (オ) 職員の目利き力強化

###### イ 東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援

- (ア) 被災した企業への支援活動の継続
- (イ) 金融機関や商工団体等中小企業支援機関との連携支援

##### (3) 課題解決のための方策

###### ア 積極的な信用保証

- (ア) 金融機関と連携した必要十分な信用供与  
資金調達が困難な局面にある中小企業に対し、

金融機関と連携して企業の改善の可能性や将来性に最大限着目し、「連携支援協調パッケージ」（以下「協調パッケージ」という。）による取扱を推進する。また、その際、同時利用することで資金繰りの安定性が更に高まる短期継続型保証「5ing」の活用を積極的に提案し、長短バランスの改善を図りながら必要十分な資金を提供できるようにサポートする。

(イ) 魅力ある保証制度の創設

それぞれの地域において抱える課題について各地方公共団体等と情報交換を行い、連携して課題解決と地域経済活性化に寄与する制度の創設・拡充に取り組む。

(ウ) 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化

a 金融機関に対し、引続き協調パッケージによる連携支援の必要性を説明し、活用の推進を図るとともに、協調パッケージに対する要望等を収集しながら必要に応じて一部見直しについて検討する。

b より強固な金融機関との信頼関係を構築するため、日頃からの対話を重視し、勉強会や研修会における情報交換等により中小企業支援に係る認識の共有化を図り、相互理解により協働した案件の実績の積み重ねに取り組む。

(エ) ニーズに応えるためのプロセス等の見直し

保証決定に至るプロセス等を見直し、保証審査の効率化を図る。

(オ) 職員の目利き力強化

積極的に信用保証を推進するうえで必要な目利き力を強化するため、外部講師による研修会を実施する。

## イ 東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援

(ア) 被災した企業への支援活動の継続

債権買取先等被災企業の中で計画を下回っている先については定期的に訪問し、解決すべき経営課題を共有するとともに有効な経営支援ツールを活用しながらサポートを実行する。

また、債権買取先でエグジティブファイナンスを希望する企業に対しては最適な再生に寄与するよう努め、迅速かつ積極的に支援する。

(イ) 金融機関や商工団体等中小企業支援機関との連携支援

金融機関及び被災地商工団体と被災企業の本設移行に係る情報を共有し、専門家派遣による事業計画策定や資金調達に係るサポートを積極的に展開する。

## 【経営支援部門】

### (1) 現状認識

平成30年4月より信用保証協会法に規定する保証協会の業務に経営支援が追加されたことを受け、中期事業計画に基づく経営支援スキームの一部見直しを行い、経営支援マインドの醸成を図ってきた。

経営支援においては、「経営支援強化促進補助金事業による専門家派遣」（以下「専門家派遣」という。）、認定支援機関による経営改善計画策定支援（405事業）等を活用し中小企業との接点を重視しながら、親身かつ積極的な経営支援を行っているところであるが、経営支援の効果検証の取組も求められている。

また、中小企業の経営課題解決のためには複数の機関が連携して支援することが有効であり、金融庁の取組方針の中でも地域金融機関に対して「公的金融との連携・協力」、「地域企業の生産性向上・地域経済の発展への貢献」が求められていることから、当協会も各支援機関と相互補完の関係を構築し、多面的に連携・共創していくことが必要である。

以上の現状認識を踏まえ、当協会の経営支援は、他の支援機関との連携を密にしながら経営支援スキームに基づき、企業のニーズに合わせ、適時適切に、そしてよりきめ細かく提供するため、次の具体的な課題に取り組む。

### (2) 具体的な課題

#### ア 経営支援、再生支援の強化

(ア) 企業の課題をともに考え、解決策を探る取組

(イ) 再生支援、再チャレンジ支援の充実

(ウ) 支援機関との連携

(エ) 経営支援スキームの浸透、経営支援ノウハウの蓄積、マインドの醸成

(オ) 経営支援の効果的な実施に向けた検証の取組

#### イ 地方創生の取組

(ア) ファンドへの出資等

(イ) 創業支援の充実

(ウ) 事業承継支援の取組

### (3) 課題解決のための方策

#### ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) 企業の課題をともに考え、解決策を探る取組
  - a 企業訪問、「地区別経営セミナー及びお客様交流会」及び中小企業アンケートの実施等により、中小企業の実情やニーズを把握する。
  - b 企業訪問において McSS 等の財務分析資料を用い、経営者と当協会職員が経営課題について認識を共有したうえで、専門家派遣等の最適な経営支援ツールを提供する。なお、経営支援ツールを提供する際は、必要に応じて金融機関と支援方針を共有し、連携して課題解決に取り組む。
- (イ) 再生支援、再チャレンジ支援の充実
  - a 事業再生、再チャレンジ支援が必要な中小企業に対しては、事業の実態把握を行いながら前向きに検討する。なお、支援が可能な企業については、円滑な再生、再チャレンジを実現させるため、経営者保証ガイドラインや連帯保証債務免除ガイドラインを適切に活用する。
  - b 中小企業再生支援協議会等の支援機関と連携し、求償権消滅保証及び求償権一部放棄を含めた抜本的な事業再生に取り組む。
- (ウ) 支援機関との連携

中小企業の経営に関する悩みや経営改善に関する相談等の際は、当協会が第一窓口としての機能を担い、金融機関、商工団体、認定支援機関及び各種専門家等との連携を通じて、当協会の支援ツールを提供する等課題解決に応じる体制を強化する。
- (エ) 経営支援スキームの浸透、経営支援ノウハウの蓄積、マインドの醸成
  - a 経営支援スキームの一層の浸透を図るとともに、中小企業が直面する経営課題の解決をサポートするため、最適な経営支援ツールの活用提案を推進する。なお、経営支援を伴う保証である経営支援保証については、経営支援先の資金調達ニーズを適切に把握することにより、きめ細かい対応を行う。
  - b 上期は、経営支援担当者会議等により前年度の経営支援の振り返りを行い、好事例（ベストプラクティス）と、成果が出なかった事例を蓄積し、それぞれ分類することで経営支援の質の向上を図る。

- c 下期は事例を情報共有し、横展開を図ることで職員の経営支援マインドの醸成を図る。

#### (オ) 経営支援の効果的な実施に向けた検証の取組

- a 上期は、ブロックや他協会からの情報収集を行い、参考としながら、効果測定のために計測を始めたデータの活用方法について経営支援推進担当者会議等で議論を行う。
- b 下期は、上期の検討を踏まえ追加すべきデータの蓄積を開始する。

#### イ 地方創生の取組

##### (ア) ファンドへの出資等

- a ファンドについて、各関係機関や他協会の出資先ファンド内容や出資額状況等を含めた情報収集を行いながら学習を深める。
- b 地方創生を考えるうえで不可欠な地元大学等や取組に前向きな地方公共団体と情報交換を実施し、具体的な連携事項を検討する。

##### (イ) 創業支援の充実

- a 「創業支援パッケージ」（いわてドリームサポート）の PR を行い、浸透度を高め総合的な支援先数の増加を図る。
- b 創業予定者や事業承継予定者に対し、入口の段階から専門的な助言、指導が受けられるよう外部専門機関との連携体制を構築し、具体的連携のあり方について検討する。
- c 創業希望者との接点を拡大するため当協会主催の創業希望者向セミナーを開催し、創業希望者との交流を図る。
- d 創業支援に係る覚書を締結した公庫及び商工団体との連携（創業者への計画策定支援、資金調達支援、開業後のフォロー等）における定期情報交換の中で、支援に係る連携の深化について検討する。

##### (ウ) 事業承継支援の取組

- a 岩手県事業承継ネットワークの構成機関、岩手県事業引継ぎ支援センター及び各種専門家と連携し、企業の課題を共有したうえで当協会の専門家派遣による「事業承継サポート」等の活用を行う。

#### 【期中管理部門】

##### (1) 現状認識

平成 30 年度の代位弁済は、引続き企業倒産が低水準で推移していること等から前年を大幅に下回っている。

事故残高については、前年をやや上回っているが小康状態を保っており、条件変更債務残高も減少している。しかし、返済緩和や元金棚上の暫定的な条件変更を繰り返している企業の一部において、法的手続き申請等による倒産も発生している状況にあり、今後経営改善が進まず事業継続を断念するような企業倒産の増加が懸念される。

以上の現状認識を踏まえ、金融機関と連携し適時適切に実態把握を行い、事業の再生に向けた支援を行うことが重要であり、次の具体的な課題に取り組む。

## (2) 具体的な課題

### ア 早期期中管理

- (ア) 金融機関と連携し、延滞先、事故先及び保証料未納先への早期対応
- (イ) 条件変更を繰り返している企業への事業再生の支援

## (3) 課題解決のための方策

### ア 早期期中管理

- (ア) 金融機関と連携し、延滞先、事故先及び保証料未納先への早期対応
  - a 「延滞・事故保証債務ランク別実態報告書」に記載されている企業については、決算書を徴求のうえ業績動向等を把握する。  
また、金融機関とヒアリングを実施し、実態把握の必要な先については連携して企業訪問を行い、速やかに事業継続の可能性を検討のうえ対応方針等認識を共有する。事業継続が見込まれる企業については、必要に応じて専門家派遣等の経営支援ツールを活用しながら、金融機関担当者と協働による正常化に向けた支援を行う。
  - b 休業、廃業、法的整理移行等、代位弁済が避けられない企業については速やかに代位弁済手続きを進める一方で、事業を継続中で一定の収益性や将来性がある等再生の可能性がある企業については抜本再生の道を前向きに検討する。
  - c 保証料未納先については、金融機関より経営状況を含め情報収集のうえ「未収保証料明細表」により管理を徹底するとともに、経営課題を有する企業に対しては、必要に応じて金融機関と協働により解決のための支援を行う。

- (イ) 条件変更を繰り返している企業への事業再生の支援

返済緩和や元金棚上等の条件変更を繰り返している企業については、決算書を徴求のうえ経営改善計画に対する実績状況を検証する。収支実績が改善され正常弁済が見込まれる企業については、経営支援保証による正常化に向けた支援を行う。

また、改善が遅れている企業については、金融機関と連携したモニタリング訪問を実施のうえ実態把握を行い、経営改善のためのサポートを行う。

## 【回収部門】

### (1) 現状認識

第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少、求償権関係人の高齢化等から求償権の質は低下し、回収を取巻く環境は年々厳しさを増している。

また、東日本大震災から8年が経過したが、未だ再建途上の関係者も居り、引続き柔軟な対応が求められている。

こうした状況の中、回収部門における基本ポリシーの考え方に沿って適正な回収に努め、事業を継続しながら返済履行している債務者については再生、再チャレンジの目線で積極的に支援していくとともに、効率性を意識した管理体制整備、管理事務の合理化にも取り組んでいく。

### (2) 具体的な課題

#### ア 適切な対応による回収の最大化

#### イ 事業再生等の対応

#### ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

### (3) 課題解決のための方策

#### ア 適切な対応による回収の最大化

- (ア) 代位弁済が避けられない案件で定例入金及び担保処分が見込まれる先については、期中段階における交渉に回収担当者が同席し、代位弁済後の初動対応につなげる。
- (イ) 無担保求償権については、関係人の生活実態を把握のうえ、心情等を考慮しながら定例回収の最大化を図る。
- (ウ) 有担保求償権については、所有者の実情も勘案のうえ、任意売却の場合は関係人の同意のもと信頼できる不動産業者や金融機関に情報提供を

行い、競売の場合は物件情報をホームページ及び保証月報に掲載し、物件売却の促進を行う。

- (エ) 関係人死亡や行方不明等により入金や交渉が途絶えている先については、弁護士、調査機関等を活用して相続や居所等の調査を行って交渉再開を図り、弁済を促すとともに状況に応じ法的手続きを行う。
- (オ) 弁護士等への債務整理委任案件は、その進捗を確認し回収の早期着手を図る。
- (カ) 一定期間定例入金を継続している求償権関係人について、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図る。

## イ 事業再生等の対応

- (ア) 営業継続中の債務者の状況を把握し、早期に再生が可能と判断できる先については、求償権消滅保証や再生スキームとしての求償権一部放棄等について企業支援課、保証担当部署及びサービスと連携し、取組を推進する。
- (イ) 「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出があった場合は、適切に対応する。

## ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

- (ア) 回収が見込まれず管理の実益に乏しい求償権について早期に管理事務停止措置を講じ、また、管理事務停止先で求償権整理が可能なものは遅滞なく手続きを行う。
- (イ) 保証協会サービスと情報共有及び個別ヒアリングを実施し、効率的活用を行う。
- (ウ) 求償権回収管轄の見直し後の状況を検証するとともに、管理事務の合理化を検討する。

## 【その他間接部門】

### (1) 現状認識

ア中小企業の悩みや課題解決のパートナーになるためには、専門的なスキルやコミュニケーションスキルの向上が重要であり、そのためには職員を体系的に育成するとともに、職員が持てる能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境、組織風土を作る必要がある。

また、併せて引き続き中長期的な視野を持って採用活動を展開するとともに、協会が取り組んでいる業務内容や情報を広く知ってもらうため、広報活動を効果的に展開し、認知度向上に取り組む。

イ信用保証協会は、社会的規範、倫理、各種法令及び内部規程を遵守し、コンプライアンスを基本とした業務運営を行うことが重要であり、社会的信頼の確立が必要不可欠である。

不祥事発生防止のため、コンプライアンス等の啓発活動による職員の倫理観向上や反社会的勢力排除の活動推進を実施することが重要である。

また、東日本大震災等の経験を生かし、職員の安全と業務の迅速な復旧を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。なお、個人情報については、適正な個人情報保護を図るため各部署で点検計画を策定し、定期的に点検するとともに監査を実施して適正な管理を行う必要がある。

## (2) 具体的な課題

ア 広報活動の充実と認知度の向上

イ 組織体制及び職場環境の整備

ウ 人材育成の推進と検証

エ コンプライアンス、反社会的勢力排除の徹底

オ 個人情報保護の徹底

## (3) 課題解決のための方策

ア 広報活動の充実と認知度の向上

(ア) マスメディア、ホームページ等を活用して情報発信するとともに、ターゲットを意識した広報戦略を検討する。

(イ) インターンシップの開催及び採用イベント、大学生向け業界研究等に積極的に参加し、協会知名度の向上を図る。

イ 組織体制及び職場環境の整備

(ア) 職場と業務の改善提案を促すことにより改善に対する意識高揚を図るとともに、業務効率を向上させる取組を促進する。

(イ) ストレスチェックと職員満足度調査を実施し、分析結果をもとに改善への取組を検討することにより職員が明るく健康的に働ける職場作りに繋げる。

(ウ) 業務の円滑化と風通しの良い職場環境の醸成のため、グループウェアの活用を促進することとし、役職員が活用し易い仕組みづくりを検討する。

ウ 人材育成の推進と検証

(ア) 中長期的な視野で人材育成に向けた研修、教育

に引続き取り組むこととし、特に新入職員を始め若手職員の研修に注力するとともに、研修内容や制度を不断に点検してより効果的な研修となるように取り組む。

- (イ) 連合会が実施する信用調査検定や中小企業診断士等の公的資格の取得を奨励する。
- (ウ) 資格保有者を内部研修等講師に活用する。

## エ コンプライアンス、反社会的勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会（年4回）やコンプライアンス担当者会議（年4回）を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- (イ) 「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき研修等を実施し、組織を挙げて反社会的勢力からの介入、不法・不当要求の排除を行う。
- (ウ) 日常モニタリング活動シート、コンプライアンスチェック及びマナー調査等の各調査を実施し、職員の倫理観向上を図り、不祥事発生防止に努める。
- (エ) コンプライアンス、メンタルヘルスをテーマとした職場内研修の実施及びコンプライアンスニュースの発行により職員の啓発活動を行う。
- (オ) 事業継続計画（BCP）に基づく訓練を行う。

## オ 個人情報保護の徹底

- (ア) 点検責任者は、個人データ管理規程等に基づき個人データ取扱点検の年間計画を策定し、定期的に点検・報告を実施する。
- (イ) 各部署からの個人データ取扱点検報告書により管理状況を把握するとともに、個人データの取扱状況の点検・監査規程に基づいた監査を実施し、必要に応じて改善を指導する。

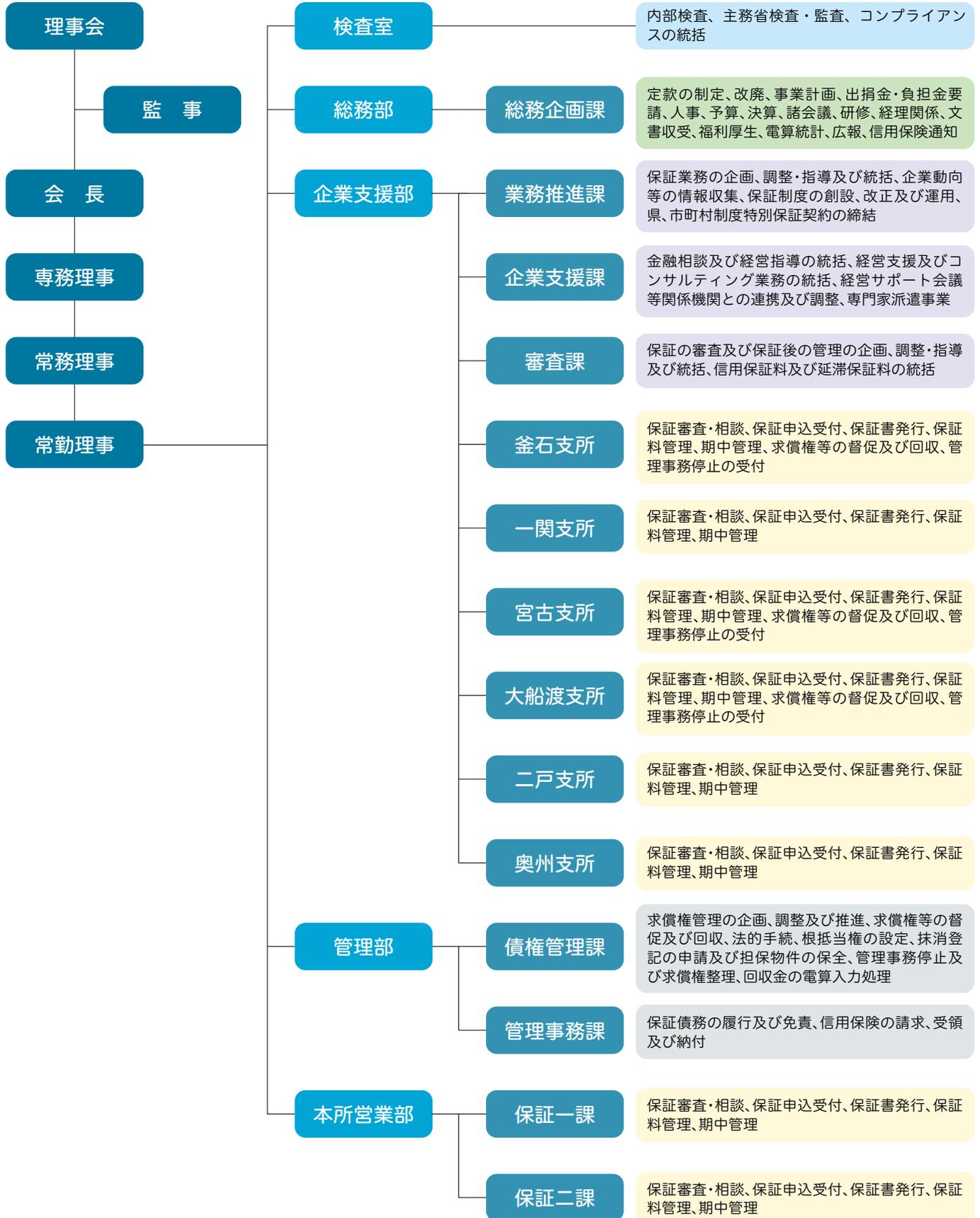
# 組織体制

## 岩手県信用保証協会役員名簿

(R元.8.1現在)

| 役職名  | 氏名     | 備考  |                |
|------|--------|-----|----------------|
| 会長   | 杉村 孝   | 常勤  | 前県企画理事         |
| 専務理事 | 高橋 克彦  | //  | 前常務理事、元当協会総務部長 |
| 常務理事 | 木村 稔   | //  | 前県南広域振興局経営企画部長 |
| 常勤理事 | 古舘 正彦  | //  | 前当協会総務部長       |
| 理事   | 戸舘 弘幸  | 非常勤 | 県商工労働観光部長      |
| 理事   | 谷藤 裕明  | //  | 県市長会会長         |
| 理事   | 山本 賢一  | //  | 県町村会会長         |
| 理事   | 田口 幸雄  | //  | 岩手銀行頭取         |
| 理事   | 村上 尚登  | //  | 東北銀行頭取         |
| 理事   | 柴田 克洋  | //  | 北日本銀行頭取        |
| 理事   | 浅沼 晃   | //  | 県信用金庫協会会長      |
| 理事   | 辻 健彦   | //  | 商工組合中央金庫盛岡支店長  |
| 理事   | 谷村 邦久  | //  | 県商工会議所連合会会長    |
| 理事   | 高橋 富一  | //  | 県商工会連合会会長      |
| 理事   | 小山田 周右 | //  | 県中小企業団体中央会会長   |
| 監事   | 大信田 拓実 | 常勤  | 前当協会管理部長       |
| 監事   | 秋山 信愛  | 非常勤 | 公認会計士          |
| 監事   | 姉帯 幸子  | //  | 弁護士            |

## 組織図





## 宮古支所

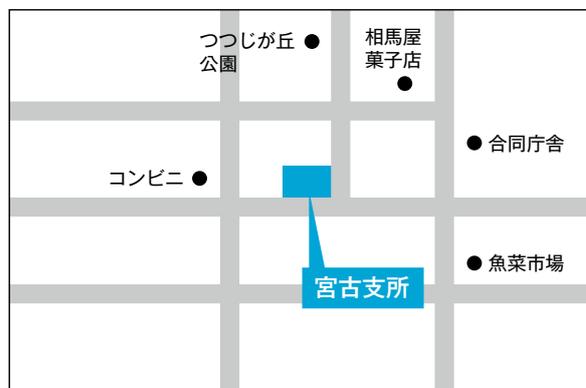
〒027-0061

宮古市西町二丁目 2 番 3 号

TEL : 0193 (62) 2700 (代表)

FAX : 0193 (63) 3930

管轄市町村 / 宮古市、山田町、岩泉町、  
田野畑村



## 大船渡支所

〒022-0003

大船渡市盛町字宇津野沢 8 番地 5  
(OSビル1階)

TEL : 0192 (27) 1224 (代表)

FAX : 0192 (27) 1227

管轄市町村 / 大船渡市、陸前高田市、  
住田町



## 二戸支所

〒028-6101

二戸市福岡字八幡下 59 番地 6  
(アーバンSS91シティプラザ3階)

TEL : 0195 (23) 4115 (代表)

FAX : 0195 (23) 4116

管轄市町村 / 二戸市、久慈市、軽米町、  
洋野町、一戸町、普代村、野田村、九戸村



## 奥州支所

〒023-0828

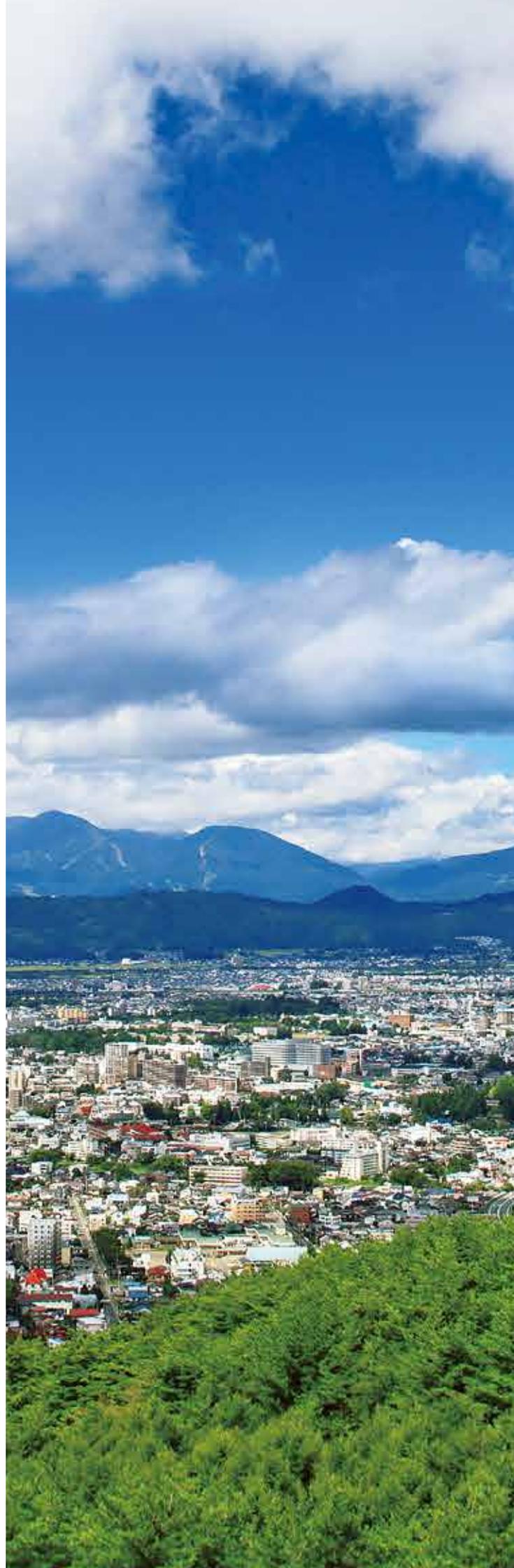
奥州市水沢東大通り一丁目 2 番 3 号

TEL : 0197 (25) 3171 (代表)

FAX : 0197 (25) 3172

管轄市町村 / 奥州市、金ヶ崎町





 **岩手県信用保証協会**

〒020-0062 盛岡市長田町6番2号 アバンサール・i  
TEL:019-654-1500(代表) FAX:019-654-7121